

アジアの友

The Asia-no Tomo

No. 547

地殻変動を起こす日本語教育
－日本語教育推進法の意義と概要－
ABK 富士前寮 20 年の歴史に幕



日本は私達に扉を開いて

日本の入国制限について・日本留学を希望する学生たちの葛藤と日本への思い

<https://educationisnottourism.com>

コロナ禍で閉ざされた日本留学の扉の早期再開を望む世界中の若者たちの声を集めたサイトがあります。有志の留学関係者たちによる「コロナ禍の日本留学の扉を開く会」が作成したWEBサイトには日本留学を望みながら、1年以上その夢を叶えられず、ただただ時間が過ぎ去っていくことに焦燥感や絶望感を感じながらも、希望を捨てずに再開を待っている多くの学生の声が寄せられています。(以下ホームページより抜粋)

日本語を学ぶ人は世界に300万人以上いると言われています。その中で、日本留学を目指す人は年間で約4万人、1%に過ぎません。その貴重な人たちが、コロナ禍の入国制限に阻まれ、来日できずにいます。

彼らの多くは、何年もかけて日本留学を目指して準備してきた若者たちです。観光やスポーツイベントのために来日する人たちとは質的に大いに異なり、これから日本の一員あるいはパートナーとなる人たちです。

コロナ禍にあっても、海外では留学生受け入れが着々と進められています。このような現状を鑑み、日本留学を目指しながら裏切られた思いで過ごしている多くの若者の声を届け、日本が冷静な受け入れ議論へと進むことを心より願い、本サイトを立ち上げました。

新規入国の留学生によるクラスターは発生していないこと、非常にコントロールされた受け入れ体制が整備されていることをご理解いただき、留学生の入国にご協力いただけることを目指します。



日本語を学び始めて7年になります。2020年の冬にすべての試験を終入したにもかかわらず、税金を払い続け、大学に留まっていました。日本の現代女性文学に関する修士論文を書くこととしていたので、日本が開国して入国できるのを待っていました。私は人生のすべてを日本研究に費やしている中で、現実的には

私は奨学金を1つ失い、さらに6ヶ月待たなければなりません。私はすでに人生の6ヶ月間、いくつかの仕事や教育の機会を失っています。最悪のシナリオで、2つ目の奨学金も失い、人生の1年を失うことです。

約1億3千万人の人口にもかかわらず、日本の経済産業省は、2030年までに789,000人のエンジニアが不足すると予測しています。このギャップを埋めることができるのは、外国人エンジニアだけです。機械工学を修了した私は、このギャップを埋めることができますし、この方法で、私や、日本に来ることを夢



学生へのインタビュー

私はコロナ禍で入国制限を受けた学生たちとどのような影響を与えたのかを知るために学生にインタビューをしました。

- Larissa - 24歳 - ドイツ**
ドイツから日本へ留学するために準備していたが、コロナ禍で入国制限を受け、日本へ来ることができず、非常に悲しい気持ちでいる。
- Elia - 23歳 - イギリス**
イギリスから日本へ留学するために準備していたが、コロナ禍で入国制限を受け、日本へ来ることができず、非常に悲しい気持ちでいる。
- Ruben - 23歳 - ベルギー**
ベルギーから日本へ留学するために準備していたが、コロナ禍で入国制限を受け、日本へ来ることができず、非常に悲しい気持ちでいる。
- Pablo - 22歳 - カナダ**
カナダから日本へ留学するために準備していたが、コロナ禍で入国制限を受け、日本へ来ることができず、非常に悲しい気持ちでいる。
- Plata - 24歳 - ロシア**
ロシアから日本へ留学するために準備していたが、コロナ禍で入国制限を受け、日本へ来ることができず、非常に悲しい気持ちでいる。
- Hana - 23歳 - マレーシア**
マレーシアから日本へ留学するために準備していたが、コロナ禍で入国制限を受け、日本へ来ることができず、非常に悲しい気持ちでいる。

アジアの友

2021年7-9月号 第547号

目次

	巻頭	
2	地殻変動を起こす日本語教育	白石 勝己
	日本語教育推進法の意義と概要	
16	(資料)・日本語教育の推進に関する法律 令和元年法律第四十八号	
	・日本語教育推進施策基本の方針	
30	特集	
	ABK 富士前寮 20 年の歴史に幕	
31	<インタビュー> 高橋幸枝さん(富士前寮管理人)	
	<OG エッセイ 富士前寮の思い出>	
38	・レジーナ(シンガポール) ・ミーナー・タンチャイピネット(タイ)	
	・エスター・リム(マレーシア) ・畑ダイアナ葉里(マレーシア)	
41	<職員回顧録>	
	新米を磨いてくれた富士前寮と高橋ママの存在 酒井陽一郎	
46	新星学寮での生活	
	④ 日本人寮生に聞く 新星学寮の生活 亀山 泰さん	
49	私の意見私の体験	
	「コロナ禍の留学生活」 黄 釋樟 ~台湾	
52	コラム 泰日工業大学奮闘記	
	④① 「ワクチン接種で大学再開なるか!？」 水谷 光一	
54	知友会通信	奨学金、就職イベント情報
56	Information	
	「島川美術館 伝説の画家と海外アーティスト展示会」のご案内	
56	MEMBERS	会費とご寄附のご報告

<表紙> 白々と明けゆく台北の街並み

Photo by Yoichiro SAKAI

地殻変動を起こす日本語教育 —日本語教育推進法の意義と概要—

公益財団法人アジア学生文化協会

理事長 白石勝己

1 日本語教育推進法の成立と社会的背景

2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が議員立法で成立した。4章28条の条文と附則からなり、今後の日本語教育の方向性を示すものとなっている。このように外国人等¹の日本語教育が政治課題として大きく取り上げられることとなった背景としては、日本の急激に進む少子高齢化と産業力維持のための外国人労働力の移入問題が存在する。従来政府方針としては、外国人の単純労働への就労は認めず、外国人材の話題を扱う際には、「高度人材」という枕詞がつけられることが常であった。一方、ニュースなどでは外国人労働者の数に関し、度々取り上げられるようになり、2019年には外国人労働者数166万人、うち技能実習生は38万人(23%)、留学生のアルバイト等の資格外活動は37万人(23%)などと報道された。当然ながら、これら技能実習生にしても留学生のアルバイトにしても、労働政策の本道として組み込まれたものではなく、技術移転や勉学という本来

の目的とは別に、付加的に労働者数に加えられたものである。その数が外国人労働者数の50%近くとなり、現場労働力として日本社会を支えているという現実に対し、制度矛盾が限界に達したと見ることもできる。外国人の現業労働に関して、政府の方針として政策に表されたのは、2015年の日本再興戦略改訂版が初めてではないだろうか。そこには以下のように記載されている。

「経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、中長期的な外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。」

「移民政策と誤解されないような仕組み」と注釈をつけるところに、それまでの政府方

1. 日本語教育推進法では日本に居住する外国人の他、海外に在住する邦人の子、さらに海外に移住した邦人の子孫なども日本語教育の対象とされるため、本稿でも「外国人等」と記載

針を踏襲し長期定住する外国人の受入れには抵抗する雰囲気は残しているが、中長期的に受入れの方針を表明せざるを得なくなった現実があった。

日本再興戦略(改訂2015年)が公表された後、2016年5月には自民党政務調査会「労働力確保に関する特命委員会」で、外国人労働についてさらに具体的に踏み込んだ『共生の時代に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方』が提出され「個別に精査し就労目的の在留資格を付与して外国人の受

入れを進める」旨が明らかにされた。

2018年7月には「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が組織され、半年後の12月には「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」が閣議決定された。同時に、その具体方策として入管法の一部改正が行われ、現業14業種を指定した「特定技能」在留資格が新設された。

このような外国人材受入れ方針の転換と同時に並行的に進められたのが、外国人材を軌範なく受入れ、社会統合を進めるとい

図表1 日本語教育および外国人材受入れ共生に関する施策、会議等

年	月	分類	関連事項
2015	6	政策	内閣府日本再興戦略(改訂2015年)
2016	5	政策	自民党政務調査会 労働力確保に関する特命委員会『共生の時代に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方』
	11	日本語	日本語教育推進議員連盟結成
2018	7	政策	外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議
	12	政策	入管法一部改正「特定技能」新設
2019	6	日本語	第198回通常国会「日本語教育の推進に関する法律」成立
	6	日本語	文化庁文化審議会国語分化会 日本語教育小委員会(19期) 日本語教育能力の判定に関するWG設置
			同 日本語教育の標準に関するWG設置
	9	日本語	関係行政(省庁)による日本語教育推進会議開催
2020	6	日本語	政府「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定
	6	日本語	文化庁文化審議会国語分化会 日本語教育小委員会(20期) 「日本語教育の判定基準等」に関するWG
			同「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラムの改定に関するWG」設置
2021	2	政策	出入国在留管理庁に外国人との共生社会の実現のための有識者会議設置
	6	政策	外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議10回 外国人材受け入れ・共生のための総合的対応策(令和3年改訂)発表
	6	日本語	文化庁文化審議会国語分化会 日本語教育小委員会(21期) 「日本語参照枠」の活用に関するWG設置
			同「生活CAN DO」に関するWG設置

う観点からの、言語政策＝日本語教育政策である。2016年11月には日本語教育推進議員連盟が超党派衆参46名の議員により結成され、2年半の検討を経て、2019年6月には冒頭で紹介した「日本語教育の推進に関する法律」（以降 推進法）が198回通常国会で議員立法により成立した。

さらにその1年後の2020年6月には、「推進法」を、より具体的な施策に落とし込んだ「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下 基本の方針）が、閣議決定として発表されるに至る。

この間、密度濃く勧められた外国人労働

受入れ政策の転換と、日本語教育推進政策の経緯を図表1にまとめた。これまでは日本語教育は主として留学生政策の一環として捉えられ、一方では地域在住外国人の生活コミュニケーション問題として文化庁で検討が続けられてはいたが、総合的な国家政策として注目を集めることはなかった。外国人労働が地域産業の主要な構成基盤として位置づけられたことで、日本語教育はようやく日本社会との密接な接点を持つに至ったといえよう。

次に、推進法の個別の条文を文化庁のホームページに掲載された「概要」と「基本の方針」に沿って中身を検証してみたい。

2 「日本語教育の推進に関する法律」の成立と内容

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する。
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である。

そこで定義などを定めることにより

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

第一条では、「基本理念を定め、国や地方公共団体、雇用主の責務を明らかにし、基本方針策定のための事項を定める」とし

ており、この法律によって具体的な日本語教育施策を示しているものではない。個別具体的な施策は2020年6月に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（巻末に参照資料として掲載）に明記されている。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

外国人等の「等」が付されているのは、「日

本語の通じない日本国籍を有するもの」で、推進法19条に規定する「海外に在住する邦人の子」や「海外に移住した邦人の子孫」なども推進法の対象とされるためである。確かに当方の日本語学校にも両親が日本人だが、海外育ちで日本語が十分でない学生や、国際結婚で海外で教育を受けた日本名の学生が毎年数人は在籍している。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

⑥、⑦では、日本語教育が強制にならないよう十分理解されるよう、さらに「外国人等の家庭で使用される言語＝母語の重要性に配慮して行う」ことが条文に明記された。このことは、特に戦前の日本の植民地

のように母語を排除し、日本語教育が強制的に行われることのないよう、戒めの意味を込めて入れ込まれたものとも読み解くことができる。

国の責務等（第四条～第九条関係）

- ・国の責務・地方公共団体の責務・事業主の責務
- ・連携の強化・法制上、財政上の措置等
- ・資料の作成及び公表

推進法4条、5条では「国は日本語教育推進施策を総合的に策定し、実施すること」地方自治体は「地域の状況に応じた施策を策定し、実施すること」を「責務とする」旨が明記された。責務とは読んで字のごとく「責任」と「義務」であり強い表記となっている。一方事業主（外国人等の雇用主）については、「外国人等およびその家庭に対して日本語教育の機会を提供し、学習に関し支援に努める」と記載され、努力目標に留められている。これは外国人等に対する日本語教育の主体は国及び地方自治体であると読むことができる。また、8条では法制上の措置として「政府は日本語教育推進施策を実施するための法制上、財政上の措置を講じなければならない」とこちらも強い調子での記載となっている。

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

ここで言われる「基本方針案」は2020年6月「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本的方針」）として閣議決定され、公表されている。

基本的施策（第十二条～十七条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

推進法12条から16条までは日本語教育の対象が記載されており、「基本的方針」ではそれぞれの対象に対する現状分析と教育内容、施策例が明示されている。特に12条「外国人等幼児・児童・生徒に対する日本語教育」では、多岐にわたる具体的施策例が挙げられており、日本語教育そのものというよりも、未就学児童が多数存在しその就学状況が確認できていない問題などが取り上げられ、その延長線上で日本語指導教員の定数配置、日本語指導補助者や母語支援員の養成・活用などの施策が例示されている。中学、高校の外国人生徒に対しては、キャリア教育、高校入試での特別定員枠の

設定、特別支援教育担当教員の外国人の子供への対応、夜間中学の配置まで踏み込んで記載されている。

13条外国人留学生に対する日本語では、日本での就職に向けた日本語教育の充実に触れ、「基本的方針」では専修学校が日本語教育機関および産業界と連携して、卒業後国内で就職するというモデルを施策例として挙げている。このような動きはすでに看護・介護分野では始まっている。

14条は被用者の外国人等に対する日本語教育で、「基本的方針」では事業主は職業訓練として専門的日本語習得の支援を行うとされ、都道府県及び指定都市が就労者およびその家族を含む外国人等の総合的日本語教育体制づくりを推進する、と記載されている。

15条は難民に対する日本語教育が定められている。現在日本では難民の認定率が非常に低いことが問題とされ指摘されているが、将来的に門戸を広げていくことを想定した記述であろうか。「基本的方針」では「第三国定住難民の受け入れ拡大という政府方針を踏まえ」²との記載がある。

海外における日本語教育の機会の拡充（十八条・十九条関係）

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

18条、19条は海外での日本語教育、在

2: 内閣官房 難民対策連絡調整会議 第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について
2020年6月 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nanmin/pdf/r010628_1.pdf

外邦人子弟への日本語教育についての条文で、「基本的方針」では国際交流基金（Japan Foundation JF）の施策として記載されている。

日本語教育の水準の維持向上等（第二十条～二十三条関係）

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

20条から23条は日本語教育の実質的な中身を扱っており、日本語教育施策が定められている部分である。しかし推進法上の各条文はすべて大括りに「必要な施策を講ずる」という書き方になっていて、具体的な内容は「基本的方針」に譲っている。

20条、日本語教育機関における水準の維持は、「基本的方針」において法務省告示日本語教育機関³が対象とされており、2020年8月告示基準の改正により入管への在留管理報告などが厳格化されたことに期待を寄せている。施策例として「日本語教育機関から提出された資料等に基づく指導や積極的な実地調査等を適切に実施することに

より、日本語教育機関の教育水準の維持向上を図る」と記載されている。

21条は日本語教師の資格に関するもので、「基本的方針」では「日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の制度設計を行い必要な措置を講ずる」と書かれている。具体的な検討については2019年6月より、文化庁日本語教育小委員会の中に作られた「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ」で行われ、9回の審議を経て2021年8月に報告書⁴が提出された。【次節で概要解説】

22条、23条は教育課程編成上の指針および日本語能力の評価指標の設定についてであり、「基本的指針」ではCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）⁵を参考に日本語教育参照枠を策定するとしている。この策定作業も日本語教師資格の検討と同様に、2020年5月より日本語教育小委員会の中に「日本語能力の判定基準に関するワーキンググループ」が作られ、最終報告⁶に向け現在も検討が続けられている。【次節で概要解説】

日本語教育に関する調査研究等（第二十四条関係）

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教

3. 日本語学習を目的とする外国人を対象に日本語教育を行う機関で、在留資格「留学」を付与することができる機関。

日本語教育機関告示基準 令和元年8月1日一部改定 https://www.mext.go.jp/content/1422263_011.pdf

4. 日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000223493>

5. Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment

6. 日本語教育の参照枠 報告（案）令和3年7月15日

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo/nihongo_107/pdf/93240301_02.pdf

育の方法等に係る調査研究等

・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

24条、25条は国内外における日本語教育の調査と、情報集約、情報発信に関するもので、日本語教育調査は国内は文化庁により1967年から毎年⁷⁾、国外は国際交流基金により1993年から⁸⁾（2003年より3年ごと）すでに実施されている。

地方公共団体の施策（第二十六条関係）

・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

27条で示された日本語教育推進会議は2019年9月に第一回会議が開催された。会議の構成は文化庁次長及び外務省大臣官

房国際文化交流審議官を共同議長として、内閣府、総務省、入管庁、外務省、文科省、厚労省、経産省の関係部局長からなり、必要事項の検討のため、各実務課長級による日本語教育推進会議幹事会が設置された。「基本的方針」は同推進会議および幹事会で検討、策定され2020年6月に閣議決定された⁹⁾。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

推進法は目的に謳うように「基本理念」、国、地方自治体、雇用主の「責務」、「施策基本事項」を明示し方向性を示すにとどまっている。実際はこの「附則第2条」が具体的施策の検討と実施を指示した重要記述と

7. 文化庁 日本語教育実態調査等

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/

8. 国際交流基金 海外日本語教育機関調査 <https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/result/>

9. 文化庁 日本語教育推進会議

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_suishin_r01/

なっていることに留意が必要である。

附則2条の一、日本語教育機関の類型とは、推進法第12条から16条までの「外国人等である幼児、児童、生徒等」「外国人留学生等」「外国人等である被用者等」「難民」「地域」における各日本語教育に対応するもの。二は法務省告示日本語教育機関、大学別科、大学聴講生などにおける在留管理体制。三は日本語教育機関の認定の在り方。四は推進法第8条にいう「財政上の措置」

つまり公的支援（助成）を日本語教育機関などに行う際の適用基準などを指していると理解できる。

「推進法」及び「基本的方針」で「必要な施策を講ずる」とされた具体的な項目である「日本語教師の資格」「日本語教育機関の類型化」「日本語教育参照枠」は、文化庁文化審議会国語分働会日本語教育小委員会で検討が進められている。ここでは、れらについてその概要を見てゆきたい。

3 検討が進められている日本語教育施策

3-1 日本語教師の資格

日本語教師の資格の検討については文化庁に「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」（以下 協力者会議）が設置され2020年7月から2021年7月まで9回の会議が開催され8月20付で報告書¹⁰が提出されている。これによれば、国家資格としての公認日本語教師として登録されるためには以下の3つのルートがあるとされる。

- ① 大学、大学院の日本語教師養成コース（26単位以上で課程内で教育実習を含む）を卒業、修了した者。
- ② 専門学校等の日本語教師養成コース（現行の文化庁届出受理日本語教師養成研修420単位時間以上で、課程内で教育実習を含む）を修了した者。

- ③ 日本語教育能力を判定する筆記試験に合格し、かつ指定日本語教師養成機関における教育実習を終了した者。

これらは、現行の法務省日本語教育機関告示基準で定められている教員資格の延長線上に構想されており、ほぼ告示基準のそれと重なっている。現行告示基準との主な相違は、大学・専門学校等の日本語教師養成機関、日本語教育能力判定試験実施機関、日本語教師登録機関を文部大臣が指定することで「公認」性を担保することとなっている点と、資格取得に教育実習を課している点である。

公認日本語教師の資格を取得し登録がなされた者は、その後活動分野別（生活者、留学生、児童生徒、就労者、難民、海外等々）

10. 日本語教育の推進のための仕組みについて－日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度－（報告）（令和3年8月20日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_kyoin/93324301.html

の初任教師となるため養成研修を受け、それらの研修終了後に一人前（中堅）の日本語教師となるという制度設計がされている。【図表2参照】

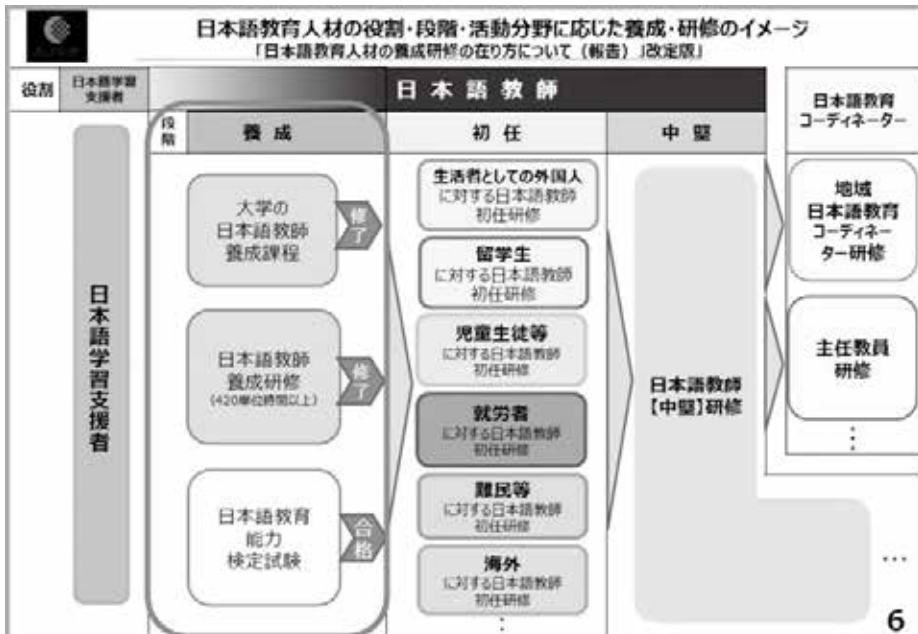
報告書では「現職日本語教師等への資格取得方法」という一項が設けられ「現職日本語教師等が公認日本語教師の資格取得を希望する場合、原則として筆記試験合格及び教育実習履修・修了の要件を満たした上で公認日本語教師の資格を取得することとする。ただし、質が担保されている機関で一定年数以上働く等、教育の現場における実践的な資質・能力が

担保される者に関しては、教育実習の免除などの配慮を検討する。（実践的な資質・能力の確認方法については慎重に検討を行う。）」としている。

これに対し日本語教育機関6団体¹¹は、日本語教育推進議員連盟に対し合同で、現職者の不利益にならないよう、また実施期間、配置基準など日本語教育関係団体の意見に配慮するよう意見書を提出している。

現役の日本語教師にとっては「質が担保されている機関」とは何を意味するのかなど、また、現行の教育能力資格試験合格者で、日本語教師の経験がない者はどうなる

図表2 日本語教育人材の役割・段階・分野に応じた養成・研修のイメージ



文化庁 日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）14 ページより転載

11. (一財) 日本語教育振興協会 (一社) 全国日本語学校連合会 (一社) 日本語学校ネットワーク 全国専門学校日本語教育協会 (一社) 全国各種学校日本語教育協会 (一社) 全日本語学校法人日本語教育協議会の6団体

図表3 類型「留学」「就労」「生活」の全体像(案)



文化庁 日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)13ページより転載

のかなど、いろいろ気になるところではあろう。本誌発行前の9月17日まで、文化庁は当報告書に対するパブリックコメントを募集しており、今後の進展を見守っていききたい。

3-2 日本語教育機関の評価と類型化

日本語教師の資格検討を行った協力者会議では、日本語教師の業の範囲を明確化する必要があるということで、日本語教育機関の類型化も含め検討することとされた¹²。推進法で示された日本語教育の対象者に対応して、機関の類型を「留学」「就労」「生活」

の3類型とし、評価対象は日本語教育を「専ら行う機関」とされた。この評価認定は、標準的な日本語教育機関の質の確保を目的とし、標準を満たしさらに優良な日本語教育機関であることを表す優良機関評価制度は今後の検討事項とされている。【図表3参照】

類型「留学」は現行法務省告示基準の「教育」に関する部分を文部科学省が指定する第三者機関によって評価され日本語教育機関として認可する。入管法の在留管理に関する部分は法務省が審査することで、在留資格「留学」が交付できる告示日本語学校

12. 文化庁 日本語教師の資格創設及び日本語教育機関の類型化に関する検討状況 2021年1月25日協力者会議資料4
http://www.nkg.or.jp/wp-content/uploads/2020/10/1_bunkacho.pdf

図表3 日本語教育の参照枠 全体的な尺度

全体的な尺度(抜粋)		
日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの		
熟達度	日本語全体的な尺度＝CEFR	内 容
熟達した言語使用者	G2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	G1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。
*各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。		

文化庁日本語教育小委員会 日本語教育の参照枠報告書(案)より転載

となる、という形が提案されている。類型「留学」に大学の留学生別科を含めるかどうかについては、今後の検討事項とされた。

類型「就労」及び「生活」は「留学」の現存告示基準のうちコース設定、授業科目、レベル、教材、教員要件などの項目をそれぞれ就労向け、生活向けに変更

するとしている。これに対し、日本語教育機関6団体からは、それぞれの認可所管の違いから審査書類、審査項目が重複するような屋上屋を架す制度にならないよう、意見が出されている。

3-3 日本語教育の参照枠

推進法第22条で「日本語教育課程の指針の策定に必要な施策を講ずる」ことが掲げられ、これを受け「基本的方針」ではCEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)を参考に、外国人等の日本語能力評価が適切に行えるよう「日本語教育の参照枠」を作成するという具体的施策例が示された。

文化庁日本語教育小委員会に設置された「日本語能力の判定基準に関するワーキンググループ」で検討がすすめられ、7

月15日開催の日本語教育小委員会に「日本語教育の参照枠 報告書(案)」として提出された。同報告書では「日本語教育の包括的な枠組み」を示し各種の日本語試験の「共通指標を整備」すること、また、試験に拠らず「日本語教育の個々の現場で実施できる評価方法」を示すものとしている。

図表4 日本語教育の参照枠 言語活動の熟達度
言語能力（参照枠 Can do）の記述文

言語活動別の熟達度						
日本語能力の熟達度を5つの言語活動別（「聞く」「読む」「話す【やり取り】」「話す【発表】」「書く」）ごとに6レベルで示したもの						
段階	レベル	理解すること		話すこと		書くこと
		聞くこと	読むこと	やり取り	発表	書くこと
熟達した言語使用者	C2	C2レベルの聞くことの熟達度の記述	C2レベルの読むことの熟達度の記述	C2レベルのやり取りの熟達度の記述	C2レベルの発表の熟達度の記述	C2レベルの書くことの熟達度の記述
	C1	C1レベルの..	C1レベルの..	C1レベルの..	C1レベルの..	C1レベルの..
自立した言語使用者	B2	B2レベルの..	B2レベルの..	B2レベルの..	B2レベルの..	B2レベルの..
	B1	B1レベルの..	B1レベルの..	B1レベルの..	B1レベルの..	B1レベルの..
基礎段階の言語使用者	A2	A2レベルの..	A2レベルの..	A2レベルの..	A2レベルの..	A2レベルの..
	A1	A1レベルの..	A1レベルの..	A1レベルの..	A1レベルの..	A1レベルの..

各レベル別言語能力の記述文 参照枠 Can Do						
日本語を使ってどんなことができるかを「～できる」という表現で示した文						
段階	レベル	理解すること		話すこと		書くこと
		聞くこと	読むこと	やり取り	発表	書くこと
熟達した言語使用者	C2	C2レベル 聞くことのCan doの記述	C2レベル 読むことのCan doの記述	C2レベル やり取りのCan doの記述	C2レベル 発表のCan doの記述	C2レベル 書くことのCan doの記述
	C1	C1レベルの..	C1レベルの..	C1レベルの..	C1レベルの..	C1レベルの..
自立した言語使用者	B2	B2レベルの..	B2レベルの..	B2レベルの..	B2レベルの..	B2レベルの..
	B1	B1レベルの..	B1レベルの..	B1レベルの..	B1レベルの..	B1レベルの..
基礎段階の言語使用者	A2	A2レベルの..	A2レベルの..	A2レベルの..	A2レベルの..	A2レベルの..
	A1	A1レベルの..	A1レベルの..	A1レベルの..	A1レベルの..	A1レベルの..

文化庁日本語教育小委員会 日本語教育の参照枠報告書（案）を参考に筆者作成

を読み込み参照枠の構造を理解するためには専門的知識も必要で、かなりハードルが高いことも確かだろう。

具体的な「日本語教育の参照枠」の構造は主にCEFR2001年版を参考とし¹³、「基礎段階の言語使用者」A1、A2「自立した言語使用者」B1、B2「熟達した言語使用者」C1、C2の6レベルで表される。それらは包括的なレベル表示である「全体的な尺度」、活動別に細分化して表示される「言語活動別の熟達度」、さらに具体的レベル別のCan do（～ができる）で記述される「言語能力記述」の3階層で整理されている。【図表3、図表4参照】

外国人等の日本語能力の評価が、世界基準の指標に合わせて評価できるようになることは、意義

同報告書は140ページのボリュームがあり、各レベルの参照枠、熟達度、Can Do 事例が精緻に記載されている。まずは、短期間でここまで報告書を仕上げたワーキンググループ委員に敬意を表するが、これ

なことではあるが、結果のみが日本語能力判定として利用され、同報告書で「目指すもの」とされる「多様な日本語使用を尊重する」という理念と、離れてしまう可能性はないかとの危惧もうかぶ。

13. 2018年にCEFR補遺版が、2020年に改訂版が公開されている。

また、初期設計が緻密であればあるほど、社会や評価理論の変化に対応する制度変更が困難になるという矛盾も抱えることとなる。CEFRはすでに2018年に補遺版(CEFR COMPANION VOLUME WITH NEW DESCRIPTORS)が出され評価が11レベルに細分化されている¹⁴。

その他、日本語として独自に漢字のレベル表記の研究や、児童生徒の学校教育段階と日本語教育能力の評価の相関をどうするかなど、今後の研究課題が膨大なものになることも想定しておかねばならないのだろう。

4 おわりに

本稿では日本再興戦略改訂2015年版に記載された、外国人労働受入れの基本方針の転換を機として、政府で急速に進められている外国人対応施策を日本語教育を軸に概観した。これらは将来的に多文化共生社会に移行する日本の形を方向づける転換点となると考えられる。

日本の国力を維持するめの外国人労働力移入と言うとき、戦前にも国力増強のための植民地政策で、日本語教育が国策として進められたという歴史があったということは、今一度思い返されてよいだろう。

技能実習制度が技術移転という建前とかけ離れ、現場労働力として運用され、一部とはいえ人権を無視した労働搾取状態となったという報道は、過去のことでない。閣議決定された「外国人材の受入れ・共生

のための総合的対応策」は197もの施策番号が振られて提示されたが、これはあくまで一過性の対応であり、恒久的なものとは言えないだろう。日本語教育はこの総合対応策の中で中心的な位置を占め法律として定められたが、あくまで日本語施策に限定されている。これらの施策、法律の前に、根本的な外国人の法的地位がきちんと定められた基本法が必要ではないだろうか。実は、2019年198回通常国会で立憲民主党より、国籍等による差別禁止を盛り込んだ「多文化共生社会基本法」が提出されたが、審議未了のままとなっている。「日本語教育推進法」は超党派での議員立法として国会で成立させることができたのであるから、同じように「多文化共生社会基本法」も超党派で再度国会に提出し、成立させてほしいと切に願っている。(了)

14. COMMON EUROPEAN FRAMEWORK OF REFERENCE FOR LANGUAGES: LEARNING, TEACHING, ASSESSMENT COMPANION VOLUME WITH NEW DESCRIPTORS
<https://rm.coe.int/cefr-companion-volume-with-new-descriptors-2018/1680787989>

【参考資料】

内閣府日本再興戦略 (改訂 2015 年)

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000095797.pdf

自民党政務調査会 労働力確保に関する特命委員会『共生の時代に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方』

https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/132325_1.pdf

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 (2018 年 7 月) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/>

入管法一部改正「特定技能」新設

https://www.moj.go.jp/isa/laws/h30_kaisei.html

文化庁文化審議会国語分化会 日本語教育小委員会 (19 期) 日本語教育能力の判定に関する WG 設置 (2019 年 6 月) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo_kyoiku_wg/

同上 日本語教育の標準に関する WG 設置 (2019 年 6 月)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongokyoiku_hyojun_wg/

関係行政 (省庁) による日本語教育推進会議開催 (2019 年 9 月)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_suishin_r01/

政府「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定 (2020 年 6 月)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyousei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_02.pdf

文化庁文化審議会国語分化会 日本語教育小委員会 (20 期)「日本語教育の判定基準等」に関する WG (2020 年 6 月)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo_hanteikijun_wg/

同上 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラムの改定に関する WG」設置 (2020 年 6 月)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/92456701/>

出入国在留管理庁に外国人との共生社会の実現のための有識者会議設置 (2021 年 2 月) https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri15_00001.html#:~:text=%E6%A6%82%E8%A6%81,%E3%82%8B%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%A8%E3%81%AA%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 10 回 (2021 年 6 月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000793205.pdf>

文化庁文化審議会国語分化会 日本語教育小委員会 (21 期)「日本語参照枠」の活用に関する WG 設置 (2021 年 6 月)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo_sansyo/

同上 「生活 CAN DO」に関する WG 設置 (2021 年 6 月)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/cando_wg/

資料

日本語教育の推進に関する法律

令和元年法律第四十八号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下

に行われなければならない。

5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）のっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念のっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第六条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念のっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

(連携の強化)

第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一

条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。)を含む。以下同じ。)、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

2 国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、独立行政法人国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(資料の作成及び公表)

第九条 政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項
- 3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況につ

いての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体の基本的な方針)

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充

(外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育)

第十二条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(外国人留学生等に対する日本語教育)

第十三条 国は、大学及び大学院に在学する外国人留学生等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者及び日本の国籍を有する者であって我が国に留学しているものをいう。次項において同じ。）であって日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を必要とする職業に就くこと、我が国において教育研究を行うこと等を希望するものに対して就業、教育研究等に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人留学生等（大学及び大学院に在学す

る者を除く。)であって日本語能力を必要とする職業に就くこと又は我が国において進学することを希望するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(外国人等である被用者等に対する日本語教育)

第十四条 国は、事業主がその雇用する外国人等(次項に規定する技能実習生を除く。)に対して、日本語学習の機会を提供するとともに、研修等により専門分野に関する日本語教育の充実を図ることができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 国は、事業主等が技能実習生(出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって在留する者をいう。)に対して日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする。

3 国は、定住者等(出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者をいう。)が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(難民に対する日本語教育)

第十五条 国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時的に庇護されていた外国人であって政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れたものが国内における定住のために必要とされる基礎的な日本語を習得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における日本語教育)

第十六条 国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室(専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。以下この条において同じ。)の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用することが困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十七条 国は、国内における日本語教育が外国人等

の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう、日本語教育に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 海外における日本語教育の機会の拡充

(海外における外国人等に対する日本語教育)

第十八条 国は、海外における日本語教育が外国人等の我が国に対する理解と関心の増進、我が国の企業への就職の円滑化等に寄与するものであることに鑑み、各国における日本語教育の状況に応じて、持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、現地における日本語教育に関する体制及び基盤の整備の支援、海外における日本語教育に従事する者の養成並びに使用される教材(インターネットを通じて提供することができるものを含む。)の開発及び提供並びにその支援、海外において日本語教育を行う教育機関の活動及び日本語を学習する者の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、外国人等であって我が国への留学を希望するものが我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育)

第十九条 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 日本語教育の水準の維持向上等

(日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上)

第二十条 国は、日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育を行う機関によるその日本語教育に従事する者に対する研修の機会の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等)

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師(日本語教育に関する専門的な知

識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。以下この条において同じ。の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、海外における日本語教育の水準の維持向上を図るため、外国人である日本語教師の海外における養成を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(教育課程の編成に係る指針の策定等)

第二十二條 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語能力の評価)

第二十三條 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 日本語教育に関する調査研究等

(日本語教育に関する調査研究等)

第二十四條 国は、日本語教育の推進に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、日本語教育の実態(海外におけるものを含む。)、効果的な日本語教育の方法、試験その他の日本語能力の適切な評価方法等について、調査研究、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育に関する情報の提供等)

第二十五條 国は、外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、外国人等のために日本語教育に関する情報を集約し、当該集約した情報についてインターネットを通じて閲覧することを可能とするための措置、相談体制の整備に関する助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 地方公共団体の施策

第二十六條 地方公共団体は、この章(第二節を除く。)に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第四章 日本語教育推進会議等

(日本語教育推進会議)

第二十七條 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関(次項において「関係行政機関」という。)相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

(地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等)

第二十八條 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二條 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの(以下この条において「日本語教育機関」という。)に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲

二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方

三 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方

四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

資料

日本語教育推進施策基本の方針

はじめに

近年、我が国の在留外国人数は増加している。「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)が改正された平成2年末の約108万人(総人口の約0.87%)と比べて、令和元年末現在で約293万人(総人口の約2.33%)に増加し、日本で就労する外国人は、令和元年10月末現在で166万人となり、それぞれ過去最多を記録している。

この間、国内の日本語学習者の増加と多様化が進み、日本語学習者数は平成2年11月の約6万人から、平成30年11月現在で約26万人に増加している。また、世界の142か国・地域において日本語教育が実施されていること(過去最多)、日本語学習者数は約385万人に上ることが平成30年度の調査(速報値)で確認され、海外における日本語教育の需要についても引き続き高い水準を維持している。

政府としては、関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日決定、令和元年12月20日改訂)、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(令和元年6月18日)を取りまとめ、在留資格を有する全ての外国人を社会の一員として受け入れ、外国人との共生社会を実現するために必要な施策を着実に進めている。平成31年4月から、新たな外国人材の受入れ制度(在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」)が開始され、今後も在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から孤立しないようにするためには、日本語を習得できるようにすることが極めて重要である。我が国に在留する全ての外国人が日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できる環境を整備するため、学習目標を明確化するとともに、日本語教育の更なる充実が求められている。

令和元年6月28日には、日本語教育を推進することを目的として、「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号。以下「日本語教育推進法」とい

う。)が公布、施行された。同法において、国は、法の基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること等が定められた。本方針(以下「基本方針」という。)は、同法第10条の規定に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要である。

また、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進することは、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、各国・地域との交流の促進、友好関係の維持・発展に寄与する。

日本語教育の推進に当たっては、次の(1)から(7)の基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施していく必要がある。

(1) 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

(2) 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

(3) 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

(4) 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

(5) 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好

関係の維持及び発展に寄与するよう行われなければならない。

(6) 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

(7) 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

2 国及び地方公共団体の責務

国は、日本語教育推進法に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有するとともに、必要な法制上の措置、財政上の措置その他の措置を講じなければならない。なお、日本語教育の状況及び政府が講じた施策に関して資料を作成し、ウェブサイトへの掲載等の適切な方法により公表する。

地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。

3 事業主の責務

事業主は、日本語教育推進法に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが求められる。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

国内外における日本語教育が適切に行われるためには、関係省庁や関係機関が連携し、日本語教育の推進に関する取組を進めていくことが重要である。国内においては、国及び地方公共団体は、関係省庁相互間やその他関係機関、日本語教育を行う機関、事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携強化や必要な体制の整備に努める。

また、海外においては、日本語教育が各国・地域の

状況に応じて適切に行われることに加えて、持続的に行われることが必要である。このため、国は、独立行政法人国際交流基金（以下「JF」という。）、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）、日本語教育を行う機関、各国・地域の行政機関及び教育機関、日本語教師会、日本企業、日本人及び日系人コミュニティ、帰国留学生会等との連携強化や必要な体制の整備に努める。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

我が国に在留する外国人が増加する中、学校に在籍する外国人の子供の数も年々増加している。また、国際結婚家庭を中心に、日本国籍ではあるが日本語能力が十分でない子供も増加しており、複数の言語環境にあって日本語指導が必要な児童生徒は合わせて5万人を超える状況となっている。

さらに、出身国の多様化を背景として、これらの児童生徒の母語についても多言語化が進んでいるほか、特定の地域への集住化の傾向が見られるなど、外国人児童生徒等をめぐる状況については従前にも増して複雑な様相を呈している。

加えて、令和元年度に初めて実施された調査結果では、約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が明らかとなった。

子供たちが生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするためには、適切な教育の機会が確保されることが不可欠であり、外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。その際、母語・母文化の重要性や、保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また、こうした施策を通じて、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、国際的な視点を持って社会で活躍する人材を育成するとともに、活力ある共生社会の実現に資する。

【具体的施策例】

- ・外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制を充実させるため、日本語指導に必要な教員定数の義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和36年法律第116号））の規定に基づいた着実な改善を進めるとともに、日本語指導補助者や母語支援員の養成、活用など地方公共団体における指導体制の構築を支援する。また、初期集中支援等の取組や多言語翻訳システム等のICTを活用した支援、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施や母語・母文化に配慮した取組、地域の関係機関との連携等を推進する。
- ・系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに、外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため、養成段階における取組を推進するほか、地方公共団体等が実施する研修の充実や、研修指導者の養成等の支援を行う。特に、幼児教育段階においては、幼児期の発達特性に留意した指導の充実が図られるよう取組を推進する。
- ・中学校、高等学校において、将来を見通した進路指導が提供されるよう、外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援を進める。また、全ての都道府県において、公立高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等、特別な配慮が図られるよう促す。
- ・障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供に係る支援について学ぶことのできるよう必要な措置を講ずる。
- ・全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指し、住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進する。また、就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。
- ・学校における、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりの取組を促進する。
- ・夜間中学は、生徒の約8割を外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられ

なかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。このため、教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号））や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。

- ・幼児、児童、生徒等を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、幼児、児童、生徒及び保護者等を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

イ 外国人留学生等に対する日本語教育

在留資格「留学」により、我が国に在住する外国人留学生（以下「留学生」という。）は約34.6万人（令和元年末）となっており、増加傾向にある。留学生は、留学を通して高度な知識・技能を身に付けた専門性を有する人材であり、日本の社会や文化への理解も深まっていることから、留学を終えた後の日本国内への定着・活躍が期待される。

留学生のうち、日本国内での就職や研究を希望する者がその希望を叶えて活躍することができるよう、職場等において円滑に意思疎通を図り、日常生活を送るために必要な日本語能力のほか、業務に必要な日本語能力の習得等、留学生に対する支援の充実のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。
- ・専修学校が日本語教育機関及び産業界等との連携によって留学生への日本語教育や卒業後の国内定着の支援等を行う、留学生受入れモデルの構築を推進・支援する。

- ・企業から採用内定を得た外国人留学生等に対して、職場において円滑に定着するために必要なコミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。
- ・留学生を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、留学生を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育

我が国の外国人労働者数は約166万人（令和元年）となり、身分に基づき在留する者や就労目的で在留が認められる者、資格外活動等、その内容は様々である。平成2年の入管法の改正以降、就労目的で来日する日系人の増加及び平成22年の在留資格「技能実習」の創設等により、我が国に在留する外国人労働者は増加を続けている。また、看護・介護分野においては、二国間の経済連携協定に基づく特例的な受入れ制度により看護師・介護福祉士候補者が国内の受入施設において就労・研修活動を行っている。

日本で働くに当たっては、業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場において日本語で意思疎通を図ることができるよう、生活に必要な日本語を身に付けることが必要である。また、職場等における効果的なコミュニケーションのため受入れ側の環境整備を図ることが重要である。このため、職務に関連した日本語及び専門分野に関する日本語や生活に必要な日本語を学習する機会の提供等の措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・日本人社員の上司や同僚が外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学的手法について調査を行うとともに、企業における効果的なコンテンツや学び方の活用を検討する。
- ・経済連携協定に基づく日本国内での日本語研修により、日常生活や病院・介護施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する日本語学習機会を提供する。

- ・事業主等がその雇用する外国人等に対して職務に関連した専門的な知識・技能を習得するための職業訓練として専門的な日本語の習得を実施する場合の支援を行う。
- ・看護・介護分野において、外国人が当該専門分野に関する日本語能力の向上を図る場合の受入施設に対する支援や外国人に対する研修等の実施、外国人等が介護の日本語学習を自立的に行うための教材開発・運用等の支援を行う。
- ・事業主が技能実習生に対し、日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材開発等の支援を行う。
- ・定住者等身分に基づく在留資格の外国人が、安定的な就職及び職場定着を図れるよう、コミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。
- ・就労者及びその家族を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、就労者及びその家族を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

エ 難民に対する日本語教育

我が国に受け入れた難民に対する日本語教育については、定住支援の一環として、条約難民及び第三国定住難民に対する支援を行っている。

特に第三国定住難民については、平成22年度からアジアで初めて第三国定住による難民の受入れを開始し、令和2年度からは受入れの対象、人数等が拡大されることとなった。

国は、引き続き、条約難民及び第三国定住難民に対し、定住支援施設における日本語教育や定住支援施設退所後の日本語学習に関する相談対応等の必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・条約難民及び第三国定住難民に対し、日本への定住に必要とされる基礎日本語能力の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援を実施する。特に、第三国定住難民

については、令和2年度からの受入れ人数の拡大という政府方針を踏まえ、日本語教育プログラム等の学習環境の一層の整備を進める。

・難民を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、難民を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

オ 地域における日本語教育

地域における日本語教育は、身分又は地位に基づいて在留する外国人等（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、家族滞在。令和元年末現在、約139万人）をはじめ、我が国に在留する全ての外国人を対象とするものである。地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要があるが、在留資格や背景の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一律ではない。外国人等の日本語学習の意欲にも差があると言われている。また、外国人等の集住地域と散在地域があることや、日本語教育を行う機関や日本語教育人材の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域による差が大きくなっている。

さらに、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、行政・地域国際化協会・NPO等の職員、ボランティア等の多様な者が、学習支援、教室運営等の様々な役割に応じて地域における日本語教育を担っていることから、都道府県及び市町村、企業、学校等の関係機関の連携・協力の推進を図る必要がある。

そのため、各地域において、地域の実情に応じた日本語教育を実施するとともに、日本語を学習する機会を提供すること、一定水準の学習内容を示すこと、日本語を教える人材の質の担保・量の確保を図ること、学習目標の明確化等を通じて外国人等の日本語学習への動機付けを図ることが肝要である。これらを踏まえ、外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できるようにな

ることを目指し、地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

・都道府県及び指定都市が行う、総合調整会議や総括コーディネーターの設置、日本語教室の実施、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修等の地域日本語教育の総合的な体制づくりを支援するとともに、ノウハウの提供、地方公共団体の日本語教育担当者との情報交換による日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組み、全国において地域日本語教育を推進する。

・日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人等に日本語を学習する機会を提供するため、一定数の外国人等が在住しているが、日本語教室が開催されていない市区町村（以下「日本語教室空白地域」という。）に対して日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。また、日本語教室空白地域を対象に日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する協議会を開催し、日本語教室の開設・運営についての協議の場を提供する。さらに、日本語教室空白地域等に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材（ICT教材）の開発を進め、提供を行う。

・NPOや公益法人、大学等が取り組む、地域の実情や外国人等の状況に応じた日本語教育や日本語教育人材の育成のための先進的な取組を支援する。

・行政や地域の関係機関（地方出入国在留管理局、経済団体、大学、日本語学校、NPO等）との連携や日本語教室の企画・運営の中核を担い、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。

・地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。

（2）海外における日本語教育の充実

ア 海外における外国人等に対する日本語教育

海外において外国人等に対して日本語教育を行うことは、我が国への理解と関心を増進し、我が国と各国・

地域との間の交流の担い手を育成するという、外交上の観点からも重要である。また、外国人等の日本企業への就職や我が国の大学等への留学、我が国における生活等の円滑化にも寄与するものである。主要国がそれぞれ自国言語の国際的な普及に努めている中で、我が国が海外における日本語教育の推進における取組を怠れば、外交面、経済面その他の不利益を被るおそれがある。日本文化への関心、我が国における就労や留学等、海外における日本語の学習目的が多様化する中で、各国・地域の状況に応じて日本語教育が持続的かつ適切に行われ、より多くの者に日本語教育の機会が提供できるよう、関係省庁が適切に連携し、また、国内外の関係機関や団体との連携・協力を努めつつ、現地の日本語教育体制及び教育基盤の整備のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ J Fを通じ、各国・地域に日本語教育の専門家を派遣し、現地の行政機関や日本語教師育成機関、日本語教育を行う機関等と連携し、海外において日本語教育を行う上で重要な役割を担う現地の日本語教師の養成やその日本語教授能力の向上、日本語教師の養成を担える人材の養成を目的とする研修及び助言等を行うとともに、現地の日本語教師が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。
- ・ J Fを通じ、各国・地域の初等・中等・高等教育機関や日本語教育を行う機関で学習する者、就学や就労等を目的として日本に居住予定の者、居住地の近隣に日本語教育を行う機関が存在しない者等、学習者ごとの形態に合わせて利用できる教材（インターネット上の教材を含む。）を開発・提供すると同時に、学習者のニーズに応じた多様な教材を提供するという観点から、日本語教育を行う機関等が独自に教材を開発しようとする場合には支援を行う。
- ・ J Fを通じ、外国人等が日本語を学習する場を安定的に提供する観点及び日本語教育の質の向上を図る観点から、各国・地域の日本語教師会や学会、初等・中等・高等教育機関や就労のため来日する外国人を対象に日本語教育を行う機関の活動に対して、日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連の催しの開催等に必要な経費の一部を助成

するほか、J Fが派遣する日本語教育の専門家等の媒介により機関間・日本語教師間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。

- ・ J Fを通じ、外国人等が継続して日本語の学習を続けるための意欲の維持及び向上が図られるよう、学習奨励事業として、各国・地域の日本語教育を行う機関が実施する日本語弁論大会等の催しの開催への協力や学習者が我が国において実施される研修に参加する機会を提供するなどの支援を行う。また、各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を促すため、これらの学習奨励事業も活用しつつ、J F及び必要に応じ在外公館を通じ、外国語教育の政策決定者・教育関係者に対して日本語教育実施について不断の働きかけを行う。

- ・ 将来にわたって親日派・知日派が育成されるよう、J Fを通じ、職務上日本語の学習を必要とする各国の外交官、公務員、研究者等が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。

- ・ J F等を通じ、経済連携協定に基づき受け入れる看護師・介護福祉士候補者に訪日前から日本語研修を行うことで、生活に必要な日本語を身に付けるだけでなく、病院・介護施設等の受入施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する基礎的な日本語学習機会を提供する。

- ・ 外国人等が日本語を学習する大きな動機の一つに我が国の文化に対する関心が挙げられることから、現時点で日本語教育が行われていない国・地域も含め、海外における日本語学習への関心の喚起を目的として、J Fを通じ、我が国の文化の魅力を伝える文化発信・文化交流のための取組を併せて推進する。

- ・ 我が国への留学を希望する者が我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、大学等の海外拠点や在外の関係機関と連携し、現地の日本語教育体制及び基盤整備の支援を行う。

- ・ 海外における日本語教育については、民間企業や日本語教育を行う機関など民間の団体が果たす役割も大きいため、官民を挙げて海外における日本語教育を一層推進する観点から、民間団体との連携に向けた検討を進める。

- ・ 開発途上国からの要請に基づき、JICAを通じ、同国の経済・社会の発展、復興への寄与を目的として、

現地各機関のニーズに応じた日本語教育に協力する JICA 海外協力隊を引き続き派遣する。

イ 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育

海外に在留邦人の子に対する日本語教育は、将来、日本へ帰国した際の就学や就職等に当たっての備えとしても重要である。また、海外に移住した邦人の子孫等は、我が国と在留国との間の交流や在留国における親日層の拡大における活躍に加えて、多様な言語・文化背景を持つグローバル人材としての活躍が期待できることから、これらの者が日本をルーツに持つことを認識し、我が国に関する理解を深めることを促すため、これらの者に対する日本語教育支援に必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境について、JFを通じて、日本語学習の形態、日本語教育を行う機関の現状や課題等、その実態の把握に努め、現地の日本語教育を行う機関等と連携しつつ必要な支援を実施する。
- ・海外に在留邦人学齢児童生徒に対し、国内の義務教育教科書無償給与制度の趣旨に沿って教科書の無償給与を行うとともに、在外教育施設における教育環境機能の強化を図るため、教師の派遣、校舎借料・現地採用教師給与・安全対策費への援助、教材整備等の支援を行う。
- ・中南米地域の移住者等により構成された団体の実施する日本語教育を支援するため、これらの団体が実施する日本語教育の実態の把握に努め、JICAを通じて、日本語教育に協力する JICA 海外協力隊を派遣するほか、研修を通じた現地日本語教師の育成や同団体に対する助成金の交付を行う。

2 国民の理解と関心の増進

外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会や地域日本語教育に関連する諸事業におけるシンポジウム等を開催し、国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。
- ・全国の都道府県、指定都市、中核市等の日本語教育担当部署の窓口や地域日本語教室の情報の一覧を文化庁ウェブサイトに掲載する。
- ・日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム(N EWS)」を公開・運用する。

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

法務大臣が日本語教育機関の告示基準に適合しているとして留学告示で指定した日本語教育機関は、近年様々な課題が指摘されていることから、令和元年8月に告示基準の一部が改定され、基準の厳格化が図られた。今後、同告示基準の適正な運用により、適切に日本語教育環境を確保していく必要がある。また、将来、日本語教育に従事しようとする者に対して質が高く安定した教育・研修を提供することが重要である。

そのため、日本語の学習希望者に対して充実した学習機会を提供する観点から国内外において、日本語教育を行う機関の日本語教育水準を維持又は向上させるための措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・日本語教育機関が、在籍する留学生の日本語能力に係る試験結果等を出入国在留管理庁に報告し、一定の基準を下回る場合には改善策を報告することとされている制度の運用において、日本語教育機関から提出された資料等に基づく指導や積極的な実地調査等を適切に実施することにより、日本語教育機関の教育水準の維持向上を図る。
- ・出入国在留管理庁が定めた日本語教育機関の告示基

準における教員の要件の一つである日本語教師養成研修について、文化庁への届出を義務化し、質の高い日本語教育人材の養成を図る。

・JFを通じ、日本語教育の専門家等を海外に派遣するとともに、現地の教育行政機関と協力して教育カリキュラム及び教材の開発普及、日本語教師養成コースの設置等を進める。また、海外の日本語教育を行う機関の教育水準を維持向上させるために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連の催しの開催等に必要な経費の一部を助成するほか、機関間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として、国内外での日本語学習ニーズの増大によって日本語教育がより一層必要とされているため、日本語教育に従事する者（以下「日本語教育人材」という。）の養成及び資質・能力を向上させるための研修の実施のために必要な措置を講ずる。

【具体的施策例】

・文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」（報告）に示された教育内容等に基づき、生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、日本語学習支援者等に対する日本語教育人材の養成・研修を推進するため、具体的なカリキュラムの開発及び実施、並びにその普及を図る。

・日本語教師の質を担保するため、文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教師の資格の在り方について」（報告）を踏まえ、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の制度設計を行い、必要な措置を講ずる。

・行政や地域の関係機関（地方出入国在留管理局、経済団体、大学、日本語学校、NPO等）との連携や日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。【再掲】

・地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策

動向等の周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。【再掲】

・JF等を通じ、現地の日本語教師に対する研修会の支援、現地日本語教師の訪日研修等を実施するとともに、日本語教育の専門家等による日本語教育を行う機関に対する巡回指導等を行うことで、外国人等である日本語教師の能力及び素質の向上を支援する。

・JICAを通じ、帰国したJICA海外協力隊が日本国内の各地域における日本語教育人材として活躍するための支援を行う。

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

我が国に在留する外国人等にとって、自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるようになることが必要であるが、出身、文化、年齢、在留資格、職業、滞在目的等の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が望む日本語教育は様ではない。国内外を往来する多様な日本語学習者及び日本語教師をはじめとする全ての日本語教育関係者が参照し、生活、就労、留学といった外国人の活動状況に対応した日本語教育の基準や目標を定めることが可能となるよう、学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組みを示すとともに、これを踏まえ、日本語能力の判定基準の策定を行い、外国人等を受け入れる者による外国人等の日本語能力の把握を容易にし、その普及・定着を図るなどの必要な施策を講ずる。

また、海外においては、学習者自らが日本語の習得段階を把握できることは学習意欲を維持又は向上させる効果をもたらす、日本語教師が生徒の習得の進捗を確認する観点からも重要である。加えて、広く活用が進む外国語教育の参照枠を参考に海外における日本語教育においても指導方法等を開発・普及させていくことは、日本語教育の一層の推進に効果的である。そのため、これらに資する措置を講ずる。

【具体的施策例】

・「ヨーロッパ言語共通参照枠（以下「CEFR」という。）」を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、日本語教

育に関わる全ての者が参照可能な日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。

・「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」（平成22年5月19日文化審議会国語分科会）について、文化審議会国語分科会において検証を行い、その改定を行う。

・日本語教育を受ける者の日本語能力や目的に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、JFを通じ、CEFRを参考にした日本語教育の参照枠である「JF日本語教育スタンダード」の提供、指導方法や教材（インターネット上の教材を含む。）の開発及び普及等の取組を行う。

5 日本語能力の評価

外国人等の日本語能力を判定する方法として国内外で実施されている様々な日本語能力を判定する試験においては、個々の指標に基づき、レベルや判定基準等が設定されている。一方、日本語能力が求められる様々な分野における外国人等の活動が拡大し、学習・教育内容や方法の多様化が進む中、外国人等の利便性を高め、また、外国人等を受け入れる者による外国人等の日本語能力の把握を容易にするためにも、各試験が判定する日本語能力についての共通の指標を整備し、利用できるようにすることが必要となっている。

そのため、国内外で参照できる「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」を策定するなどの必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

・国内外で実施されている様々な試験と「日本語教育の参照枠」との連関を示すための方法等を示した「日本語能力の判定基準」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。

・日本語を学習する外国人の日本語能力を適切に評価するため、JFを通じ、現地事情を踏まえ各国・地域

において「日本語能力試験」（JLPT）を実施するとともに、在留資格「特定技能」による外国人の円滑な受入れを実現するため、外国人材の受入れニーズ等を踏まえ「国際交流基金日本語基礎テスト」（JFT-Basic）の実施を推進する。

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

（1）日本語教育に関する調査研究等

我が国に在留する外国人等の増加や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として日本語学習者が増加しており、日本語の学習を希望する外国人等の日本語能力や学習目的も多様となっていることから、日本語教育を一層推進するためには、日本語教育の実態を調査し、課題解決に必要な情報を把握するために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

・国内における日本語教育に関する実態調査や、「日本語教育の参照枠」を検討・作成・活用する際に必要となる日本語教育の内容、ICTを活用した遠隔教育等の効果的な日本語教育の方法等の日本語教育推進の課題に対応した調査研究を実施する。

・各国の日本語教育の実態、日本語学習者の学習目的等を把握しその結果を海外で実施する日本語教育事業の検討、改善に役立てるほか、研究者等が日本語教育に関する調査・研究を行う際の基礎資料として、また、日本語教育を行う機関及び国際交流団体等が日本語教育に関する各種事業を実施する際の参考資料として、さらに、日本語教育を行う機関等の情報交換や相互交流・ネットワーク形成のための参考資料として活用できるよう、JFにおいて、およそ3年間に1度の頻度で海外における日本語教育を行う機関の調査を行う。

（2）日本語教育に関する情報の提供等

国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会や地域日本語教育に関連する諸事業におけるシンポジウム等を開催し、国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。【再掲】
- ・全国の都道府県、指定都市、中核市等の日本語教育担当部署の窓口や地域日本語教室の情報の一覧を文化庁ウェブサイトに掲載する。【再掲】
- ・日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム(N EWS)」を公開・運用する。【再掲】
- ・職場で働く外国人等の学習の機会提供につなげるために、企業等に対し日本語教育等に関する情報の周知を検討する。
- ・外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、CEFRを参考にして開発した教材、eラーニングをはじめとするオンラインコンテンツ、日本語教師のための素材やアイデア等の授業に役立つ情報、各国における教育制度や日本語をはじめとする外国語教育の実施状況及び日本語教育を行う機関に関する調査結果、日本語試験の情報等、海外において日本語教育に携わる上で参考になる情報をJFのウェブサイトにおいて随時公表する。

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項**1 推進体制****(1) 日本語教育推進会議**

文部科学省、外務省その他の関係行政機関の相互の調整を行い、日本語教育の推進に関する施策を総合的、一体的かつ効果的に推進するため、日本語教育推進法第26条に基づき「日本語教育推進会議」を設ける。日本語教育推進会議においては、関係行政機関相互の調整を行い、その相互の調整に際して、日本語教育推進法第27条に基づき設けられた「日本語教育推進関係者会議」において、日本語教育の専門家、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者

等の関係当事者の意見を聴く。

(2) 地方公共団体における推進体制

地方公共団体は、関係機関・関係者（日本語教育を行う機関、企業、地域国際化協会、NPO等）との連携の強化、基本方針を参酌して地域の実情に応じて日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育推進のために必要な施策の実施に努めるものとする。また、地方公共団体の基本的な方針その他の重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、合議制の機関を置くことができる。

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育推進法附則第2条を踏まえ、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校）を含む。）のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備についての検討を行った上で、日本語教育推進法第8条において、政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとされていることを踏まえ、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

日本語教育推進法第10条第6項に基づき、日本語教育を取り巻く環境の変化や日本語教育に関する施策の実施状況等を勘案し、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更するものとする。

基本方針の見直しに当たっては、日本語教育推進法第10条第7項に基づき、基本方針の案について日本語教育推進会議において関係行政機関相互の調整を行い、その相互の調整に際して日本語教育推進関係者会議の意見を聴くものとする。

以上

ABK 富士前寮 20年の歴史に幕

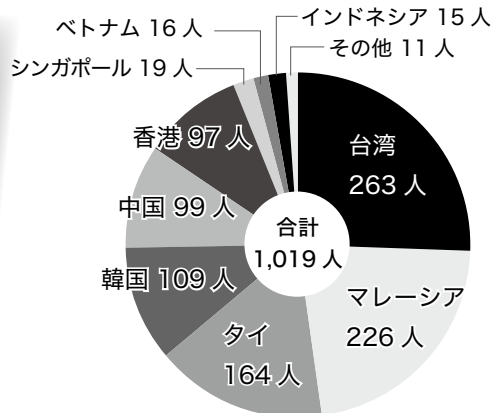
2001年、当時増加を続けるABK日本語学校生の宿舎として、企業的女子従業員寮を借り上げる形でスタートした富士前寮。築年数は経っていたものの、学校のあるアジア文化会館まで徒歩わずか6-7分という距離にあり、50人以上が生活できる女子専用の大型宿舎ということで、学生からの人気も高い寮でした。しかし残念ながら今回のコロナ禍による学生減少や施設の老朽化などの問題が重なり、今年2021年の1月、およそ20年の歴史に幕が下ろされることになりました。

今回はこの富士前寮終了を惜しんで、開設当初から管理人を務められた高橋幸枝さんのインタビューとOG4人、そして新人職員の思い出コラムをお届けします。



富士前寮（文京区本駒込）

2001年～2020年 国・地域別在寮学生数



18カ国・地域 1,019人（年毎の合計人数）

その他の国（インド、ミャンマー、カナダ、ロシア、ドイツ、バングラデシュ、ロシア、日本）



スペシャルインタビュー

好かれるための努力はいっさい無し！ でも寮生に愛され続けた富士前のママ

たかはし ゆきえ
富士前寮管理人 **高橋幸枝さん**

建物が富士前寮になる少し前、企業の女子社員寮だった頃から管理人をされていた高橋さん。ABK から富士前寮の管理人になってほしいとの依頼を受けるも、寮生はそれまでまったく接点のなかった外国人。当初は引き受けることを悩んだという高橋さんだが、はじめてみるとすぐにその表裏の無い、明るく物怖じしないキャラクターが留学生たちの心をつかみ、「ママ」と慕われる存在になった。高橋さん曰く“人生を変えてくれた富士前の管理人”とはどんな仕事だったのか、お話を聞きました。

—— 日本人の寮から留学生のための富士前寮に、施設は変わらずも、寮生はがらりと変わりました。

以前は地方から出てきた日本人だけで、人数も十数人しかいませんでした。ホームシックになる子はごくたまにいて、話し相手になることはありましたが、あとは普通の日本の女の子ですから自分たちでなんでもできる。ですから私は掃除をして、あとは退勤時間までいればよかった。本当にただの管理人という感じでした。

—— ABK から管理人の仕事を引き続きやってほしいと言われた時はどう思われましたか。

海外旅行の経験もなくて外国人なんてまったく接したことがありませんから、出来るんだろうかと考えました。それでまずは3か月間様子を見て決めたいとお願いしたんです。ただし当初はABKから応援の



寮生と高橋さん（左）

スタッフが代わる代わる来てくれていたこともあって、「無理、できない」と感じることはありませんでした。とにかく無我夢中でやっていて、気がついたら1年近く経っていたという感じです。

—— 引き受けることになって、外国語を学ぶなど、準備をされことはありましたか。

そこまでやろうという元気はなかったですね（笑）。むしろ学生たちは日本語を勉強

ABK 富士前寮 20 年の歴史に幕

するために日本に来るわけですから、日本語を覚えたかったら私とお喋りしなさいという気持ちでした。言語に関しては日本語ができる学生や ABK スタッフに助けてもらっていましたが、あまり問題は感じなかったのですが、片言でも相手の言葉ができればもっと楽だったかもしれませんね。

——— どんなことが大変でしたか。

本当に基本的な生活のルールから教えないといけないということですね。靴でフロアにあがってはいけなとかトイレでは専用の紙以外流してはいけなとか、そういうところから全て教え込まないといけませんでした。私から見れば彼女たちは子どものような年齢ですから、それこそ小学生の子供たちを教育しているような感じでしょうか。ただみんなすでに母国の文化、生活スタイルを持って日本にきていますから、日本の生活に慣れるまでは大変だったと思います。特にゴミの出し方は近所の目がありましたから気を使いました。

——— 閑静な住宅街の大型宿舎が突然外国人専用になるとするのは、地域の方の不安も大きかったと思います。

今の東京はどこに行っても外国の方がいて当たり前ですが、当時はすごく警戒されていました。「違う文化を持った若者たち」ということ自体が違和感なんです。ゴミの捨て方はもちろん、毎日の生活、食事の中身まで気になってしょうがない。所定の場所以外に英語の宛先がある段ボールが置いてあるだけで、「お宅ですよ」ということ

になる。「そんな名前の人はここには住んでない」と言っても、海外から来た品物というだけで富士前寮のせいになってしまいました。

——— 食事まで気になるんですね。

「おたくの学生さんは何食べてるの？」って、私を見かけると聞いてくるんです。「人間だから同じですよ」と言っても気になって仕方がない。それを ABK の事務局長に話したら、じゃあ一度近所の人を呼んでご馳走したらどうかということになったんです。それで寮生みんなが母国の料理を作ってご近所の方をもてなす交流パーティーを 2003 年に始めました。一番最初は富士前寮の 1 階の踊り場と廊下の狭いところにテーブルを並べて、ご近所の方と富士前の学生だけで行いました。

2 回目はもっと広い場所でのいうことで、アジア文化会館の地下ホールで行うようになり、結局 10 年間続きました。最後の方はご近所だけではなくて、日本人も留学生もいろいろな方が参加するようになって、100 人以上集まっていましたね。2011 年の東日本大震災で学生が減ってしまったことをきっかけに、10 年続けたということもあって止めてしまったのですが、あのパーティーは本当にやって良かったと思います。富士前寮はこんな寮で、こんな人たちが住んでいるんだということをご近所の方々にわかってもらい、理解してもらえたから。

——— 近隣の方に見てもらって、得体のしれない外国人から身近な寮の留学生さんになったわけですね。



第一回目のご近所交流会で、
佃ABK事務局長（当時）
開会の挨拶をする



一回目のご近所交流会。お互いの料理に興味
津々の寮生たち。手前が高橋さん

寮の留学生たちは最近の日本人と違って素朴で人情が厚い子が多いんです。だから、お年寄りがタクシーからうまく降りられないでいると、スッと行って助けてあげて、家まで送ってあげる。そうしたことが自然とできるんです。それで感謝の言葉をもらったこともありました。近隣の人たちは富士前寮ができたことで結果的に喜んでくれたと思います。

—— 素朴な留学生たちと高橋さんの人柄がマッチして、あの関係が築けたんですね。

日本人ってどうしても相手との間に壁を作りますよね。アジアの留学生の子たちにはそれが無い子が多い。来日して寮に入ったその翌朝にラーメンを作って、私に「ねえねえ、一緒に食べよう」って言うんです。そういう子が多かった。いきなり向こうがスーッと入ってくる感じです。私はそれを受け入れるのがまったく平気な人ですから、「美味しいじゃん、イイねえっ」という感じですぐに仲良くなれる。本当に不思議と自分たちだけで食べようとしな

必ず「ご飯食べた？一緒に食べよう」って。それは挨拶でもあるのですが、建前ではない。それがこの仕事を始めたときからの驚きですね。

—— 高橋ママは寮生の中にリーダーを作って仕事をサポートしてもらうことが上手でした。

この子は絶対にやってくれるという目利きには自信があるんです（笑）。毎年50人くらい新入寮生が入るのですが、その中から各フロアごとにできそうな子をピックアップする。ある程度日本語ができることが最低条件で、あとは若すぎない、大学を出たくらいの年齢で優しい子、人の話を聞いてあげられそうな子、ということで選んでいました。各フロアにそうした子を1人、2人決めて、さらにそこから全体のリーダーを1人決めておきました。するとその子たちから私のところに寮生からの苦情や悩みといった話が来るんです。そして必要があれば事務局に伝える。そんなシステムが機能していたんですね。

ABK 富士前寮 20年の歴史に幕

——では留学生と仲良くなるために、意識して行動していたことはありますか。

私は留学生との関係を良くするために、媚を売ろうと考えたことはなかったですね。常に自分の仕事が円滑にいくことしか考えていませんでした。ですから怒るときはしっかり怒りました。以前事務局の方がそれを見て「あんなに怒って大丈夫？」と心配していましたが、特にいけないことだと自覚してやっていることについては、しっかり怒らないとわからないんです。ただし私は怒ったら、あとで必ずもう一度その本人と話しをします。怒りっぱなしにはせず部屋に行ってもう一度話す。「なぜ怒ったかわかるよね」って、必ずコミュニケーションをとります。たまに泣く子もいますけど、ハグをして「わかったね。いいよ、これで終わり」という感じです。

——本当のお母さんのような対応が自然とできてしまう。

もちろん長い年月の間には意識しないところで傷つけてしまった子もいると思います。ただ、怒ってそのまま放っておかないという努力はしていました。それから怒るときに心がけたのは、目からは怒らないということです。目はいつも笑うということをや常に自分に言い聞かせていました。顔全体で怒っていたら、怖すぎてあとのフォローもできませんから（笑）。それに我を忘れて感情的に怒ってしまうほど悪い子はいませんでした。なぜ私が怒るのかを理解してほしい、「これは最低限のルールだから守って

ね、お願いね」という感じです。

——一方では、高橋ママと距離をとる寮生もいたのではないのでしょうか。

もちろんまったく近づいて来ない、困った時にしか関わろうとしない子はいます。それはそれで問題ありませんし、私から無理をして近づく必要もないと思っていました。50人いたらその中の半分の子たちとでも仲良くできたら最高かなと。そうなれば普段会話の無い子の様子を聞くことも出来ます。「ママのこういうところが嫌だって言ってたよ」と言われたら、「なるほどな、じゃあ気をつけよう」って（笑）。だから自分がやりやすいように、それにはどうしたらいいか、だれに協力してもらえばいいかだけを考えてきた。それが20年間続いた秘訣ですね。だから精神的なストレスはゼロなんです（笑）。

——特に思い出に残っている出来事などはありますか。

退寮シーズンが近づいてきた頃ですが、ある階の寮生から「男がフロアにいる」と報告があったんです。昼間のみんながいる時間にまさか？と思いながら行ってみたら、たしかにトイレの個室に男性らしき人がいて呼びかけても出てこない。あとでわかったのですが、同じフロアのタイ人寮生が引越準備のためにタイの男子学生を入れたんですね。ところが男の子は寮生に見つかった反射的に逃げようとしたのですが、逃げる術がなくなってトイレに駆け込んだ。彼を入れたタイの子は大ごとになって驚いたのか部屋から出てきませんから、みんなは不審者が侵入して来たものと思い込んでる。



キッチンで寮生と過ごす高橋さん（中央）

それでそれぞれ箸を持ったりフライパンを持ったりしてトイレを囲んだものですから、彼は出るに連れられなくなってしまったわけです。最終的に私が事情を聞いて、大丈夫だからと言って出てきたのですが、あの時は本当に面白かったですね（笑）。

それから記憶に残っているのは東日本大震災のあった3月11日です。卒業で退寮していった人も多くて人数的にはそれほど残っていなかったのですが、地震があっただけで、みんなが下に降りて来たんです。夜になってもみんな怖くて、泣きながら私の身体を放さない。それで管理人室を開放して、「みんなここにいていいよ。朝までここでテレビを見てみんなで過ごしなさい」と。ただ私は自分の家のことも心配だったので、夜一度家に帰りました。そして翌日寮に戻ってみたら、2人しかいない。みんなチャーター機が出たとかで帰国してしまい、あっという間に十数人が2人になってしまったんです。残っていたマレーシアの2人は、帰るお金がなくて帰れないからここにいますと。本当に、スッと消えたよう

にあっという間にいなくなってしまったものですから、あの時は驚きました。

—— 当時は地震だけでなく放射能の心配がありましたから、家族やそれぞれの国が救援で動くのが早かったですね。最後に、いろいろな出会い、出来事のあった20年ですが、今振り返っていかがですか。

いま、富士前寮の建物を見ると、20年間ここにいたんだなあという感慨深さ、寂しさはあります。でも後悔することはないですね。私はちょうど70歳で辞めたのですが、それは体力的なことというよりも面倒臭くなった、という面が大きいんです。以前は寮のことで、ああしたら、こうしたらいいかなといういろいろ考えて、じゃあやろうと身体も動いたんですが、それがいつの間にか面倒臭くなってきてます。学生を注意することも面倒臭くなってきて、自分でやっちゃえとなる。気付くときに見ない振りをしてしまう自分がいるようになった。これじゃあ細かいケアもしてあげられない、もう限界かなって。そんな時にたまたまコロナ禍が始まり学生がどんどん減っていった。そのあと富士前寮の契約が終わったり、解体が決まったりしたのですが、そういう意味でもタイミング的には良かったのかなと思います。

ですから今はやり切ったという気持ちで後悔はありません。いろんな国の子供たちと知り合いになって、誕生日や母の日にはパーティーを開いてもらえ、卒業生からは

ABK 富士前寮 20 年の歴史に幕

“おめでとう！”のメールが届く。海外旅行に行けば現地の学生たちが待っていて観光に食事に案内してくれますし、ご両親は娘がお世話になったともてなしてくれる。本当に至れり尽くせりです。そんな人生をくれた富士前寮と ABK に対しては感謝の言

葉しかありません。20 年前、この仕事を引き受けていなかったら、今はただの寂しいおばさんだったかもしれません。人生の最後に巡り合えたところが最高に素晴らしい所だった。そういう人生をくれて、ありがたいと思っています。

—— ありがとうございます。そして、20 年間お疲れさまでした。

OG が語る

富士前寮の思い出・・・

レジーナ

①（出身国）シンガポール ②（在寮期間）2001 年 3 月～2002 年 2 月 ③（現在）日本在住 専業主婦

ABK には学生寮が何か所かありましたが、女子寮は ABK 富士前寮しかありませんでした。寮から ABK まで 10 分位で歩ける距離ですので、私は富士前寮に住むことに決めました。自分の部屋から、後ろの公園の桜も夏祭りのお神輿もよく見えました。

来たばかりなので日本語はほとんど話せませんが、ABK のスタッフ達と寮の管理人さん（高橋ママ）は簡単な日本語とジェスチャーで学生達にいろいろな対応をして、みんなを安心させてくれたので、楽しく寮の生活を始めることができました。

最初、日本に来て一番困ったことはごみの分別でした。さまざまな国から来た学生

達は文化、習慣などが違うので、ABK のスタッフ達と高橋ママは優しく丁寧に分別の仕方を説明しました。でも慣れるまで、結構時間がかかりました。

富士前寮は台所、お風呂場、トイレが共同です。特に台所はいつもにぎやかで、学生達が自分の国の料理を作ってお互いに味見して、お喋りをして、とっても楽しかったです。



窓から見た夏祭りのお神輿

2001年5月11日、富士前寮で各国料理のパーティーを開催しました。学生達は朝から気合が入っていて、一生懸命自慢の料理を作りました。食べたことのない料理、会ったことのない学生達、この集まりで交流を深めました。

寮だからこそ、友達を自分の部屋に呼んだり、友達の部屋へ遊びに行ったり、帰る時間も気にせず夜遅くまで一緒にお勉強やお喋り等が出来ました。

寮の友達とのお出かけ、お買い物、そして各国の文化や流行、習慣についてのお喋りなど、とっても楽しい時間でした。お別れの時は寂しかったですが、沢山のいい思

い出ができました。

私は2001年3月20日から2002年2月28日までの寮生活をとっても満喫しました。



高橋ママと寮の玄関先で



ミーナー・タンチャイピネット

- ①タイ ②2006年4月～2007年3月
③タイ在住 インテージホールディングス（バンコクオフィス）在職

10年以上もサラリーマンをしてきた私にとって、日本に語学留学に行くことは簡単な決断ではありませんでした。「学ぶのに年を取りすぎている人はいない」と自分に言い聞かせてそんな不安を乗り越えた後、次に心配したのはどこに住むかということでした。日本の漫画やドラマから得ていた恐怖のイメージは、狭いアパートの一室と超満員電車での通学というものでした。その上、35歳で学校の寮に入ることについては、かなりためらいました。

しかし、タイ側の学校窓口の方と相談し、検討した結果、自分で部屋を借りる手間が省けるのはもちろん、ABKの寮は日本の文化や言葉についてよく知らない私にとっては最適な住居だと思いました。そして、実際にそれは最良の選択だっただけではなく、私が日本での学生生活の中で最も気に入ったものの一つになりました。

富士前寮は文京区の閑静な住宅街にあり、学校から歩いて5分ほどのところにある（電車で缶詰め状態にならなくてもいい）、7階建ての古い寮でした。驚いたことに、部屋は日本の標準的なワンルームに比べて信じられないほど大きくて、そこには備え付けのクローゼット、シングルベッド、ワークデスク、テレビ、小さな食器棚

ABK 富士前寮 20年の歴史に幕



浴衣を着て夏祭りに参加

がありました。床に座ってのんびりお茶の時間を楽しむために、小さなテーブルなど中古の家具を持ち込んでも、まだスペースには余裕がありました。静かな通りを見渡せる大きな窓も気に入っていました。振り返ってみると、この部屋で過ごした時間は本当に楽しかった。

私の記憶では、1階には大きなキッチン、大きなバス・シャワールーム、そして学生が友人とお喋りしながら自由な時間を過ごせる共有スペースがありました。そして2階以上の各階には6つほどの部屋があり、共用のキッチンがあり、その狭いキッチンの中ではフロアメイトとぶつかり合いながらよく言葉を交わしていました。そうして様々な国籍の学生と交流をする中で、食べ慣れない食材（台湾人の友人に教えてもらって初めてごぼうを食べました）や地理・文化（韓国の冬は日本よりも寒いということを初めて知りました）について

学びました。

特に覚えているのは、おそらく1平方メートルにも満たない小さなシャワールームです。シャワーを浴びるときに腕や手が4枚のプラスチック板の壁にぶつからないようになるまで、数ヶ月かかりました。キッチンに近いシャワールームからは、料理中に「バンバン」という音がよく聞こえてきたため、それは私だけの問題ではないんだなと思い、いつも笑っていました。

実際、私の富士前の記憶は、寮そのものだけではなく、寮に関連する人や場所にも及んでいます。寮の仲間はもちろんのこと、私たちを見守ってくれた優しい管理人の高橋ママのこと。そして学校への通学路のことなどは懐かしい記憶です。寮から少し歩いたところには富士神社があり、秋には神輿の巡行を初めて間近で見たり、夏祭りでは屋台を楽しんだりしたことを思い出しました。神社からさらに進むと大通り（本郷通り）に出て、一度交差点で足を止めて横断することになるのですが、そこには、老夫婦が経営する自転車屋さんがあり、時々、短い会話を交わしていました。幸運な日には、緑茶と和菓子が用意された奥の小さな部屋に温かく誘ってもらい、半分しか理解できなかったのですが、お爺さん、お婆さんとのささやかな会話を楽しむことができました。

以上は、私の富士前寮の思い出のほんの一部です。壮大、刺激的といった体験ではなく、シンプルで小さな心温まる幸せが日本滞在の記憶に残っています。

エスター・リム

①マレーシア ②2017年4月～2020年11月 ③マレーシア在住

富士前寮での生活は、あっという間に過ぎ去っていきました。振り返ってみると、とても充実した留学生活だったなと思います。日本語能力だけに限らず、考え方や生き方など色んなことが自分の中で変わりました。今はこの作文を書きながら、たくさんの貴重な経験を思い出して本当に懐かしくなりました。

初めて ABK カレッジに留学で来たとき、日本語能力に自信がなかったので、富士前寮に入ることにしました。管理人の高橋さんが優しく、留学生の皆に日本の生活のルールを何度も繰り返して教えてくれました。買い物することさえビクビクした私が、だんだん東京の生活に馴染み、学校に通い、友達や先生などと毎日会話し、真似しているうちに耳も口も頭も日本語に慣れて、日本語が話せるようになりました。

ABK カレッジを卒業し、富士前寮のチューターをする機会をいただきました。そのまま大学院に通いながら、寮に住み続け、チューターをしていました。そのバイトを通じて、アジア各国からの留学生と交



成田山新勝寺で初詣

流できて、日本の文化だけでなく、異文化についても学ぶことができました。また、留学生の皆さんはそれぞれ夢があって留学生活の寂しさに堪え、日本語の勉強に励み、いつも頑張っている姿が印象的でした。

もちろん、日本語能力を磨いていた間、日本文化にも触れていました。当時は週に2、3回、ABK カレッジから富士前寮に帰る途中、「ふじ芳」という料理屋でランチをしていました。いつの間にか、女将と常連さんたちと友達になりました。そしてお正月には、一緒に団体バスで成田山新勝寺行き初詣をしたり、温泉旅行にも行きました。ABK カレッジに通っている間も富岡製糸場などの世界遺産を見学するなど、様々な日本文化を体験しました。

でも、一番感心したことは、他人の心を汲む日本人の思いやりでした。富士前寮に住んでいた間、皆が優しく接してくれたこと、今でも忘れられません。私はマレーシアに帰国しましたが、この留学経験を生かして、また違うかたちで日本語学習に励みたいと思います。これからも周りに感謝する気持ちを忘れずに生きていきたいと思っています。



大好きなふじ芳の鯖やき定食

ABK 富士前寮 20年の歴史に幕

畑ダイアナ栞里

①マレーシア ②2019年4月～2020年10月 ③日本在住 国土舘大学2年生

私はマレーシアと日本のハーフです。私は生まれ育ちがマレーシアで2年前に来日しABKの日本語コースで1年間勉強しました。現在私は国土舘大学の2年生です。

富士前寮を選んだ理由は女子寮だったことと、親からもここがいいのではと言われたからです。2つ目の理由は、近くの駅が山手線内だったので、どこに遊びに行くにも便利だと思ったからです。

実際に富士前寮を初めて見た時、ビルが古いと思いました。でも、中に入って部屋を見た時は良さそうだなと思いました。部屋は結構広いし、窓からの景色も素晴らしかったです。日本に来た時はちょうど春だったので、桜が満開で綺麗でした。そして、スカイツリーも見えました。

ただし、共用スペースには問題もありました。1階のキッチンにある共有の冷蔵庫には、いつも買ってきた食べ物を保存していました。私はいつも部屋番号を食べ物の上を書いて置くのですが、不思議なことに無くなることはありませんでした。

そして、冷蔵庫の中も本当にひどいときがありました。ある人は食べ物を入れたことを忘れて、ずっとそのままそれが腐るまで放置していました。私は見るに耐えられなかったので、いつもそういった古い食べ物を捨てていました。



玄関前で、ママ、寮生のエスターさん（右）と

トイレとシャワールームが汚いときもありました。トイレは利用後に流さない人もいましたし、シャワールームは髪が沢山詰まっていた水が全然流れないことも多かった。各階にある洗面所は、本当にどうにかしたいレベルでした。洗面所で髪を洗う人もいて、洗った後に抜けた髪を拾わない人もいたので、すぐに詰まってしまうことがよくありました。

みんな初めての海外生活、そして初めて家族から離れて他人と共同生活をする人も多かったのだと思います。だから富士前寮では共同生活の難しさや他の人への配慮などについても学べたと思います。

最後に、富士前寮で一番良かったことは富士前寮の管理人さん（高橋ママ）と出会えたことでした。ママは本当に優しく、面白い方でした。私は何かトラブルがあった時、いつもママを探しに行くのですが、いつもママは助けてくれました。時々ママの部屋に行ってお話したり、一緒にテレビ見ながらお茶をしたり、本当に楽しくて忘れられない、良い思い出になっています。

回顧録



新米を磨いてくれた 富士前寮と高橋ママの存在

会館 酒井 陽一郎



§ 富士前寮

富士前寮は20年ほど運営し、多くの学生を輩出し、その多くの卒業生はここに思い出があるだろう。近年もABK寮の中で唯一の女子寮であったことや管理人もいる寮として人気の高い寮の一つだった。しかし、ABKも例外なく新型コロナウイルスの影響が直撃した。厳しい入国制限が続く中、留学生の入寮が見込めず、2021年1月に惜しくも富士前寮を撤退することになった。

§ 高橋ママは師匠

富士前寮に20年間変わらずあり続けた姿に高橋ママの存在があるだろう。

私が入職した当初、高橋ママに自分の顔と名前を覚えてもらうのに、かなりの時間がかかったのを思い返す。女子寮に怪しい男が来たと勘違いされ、玄関扉を開けてもらうために長く待ったことも思い出。職員証も持たない私がどのようにしたら職員として認めてもらえるか必死に考えていた。

本来は月末に集金と電気メーターの検針で訪問するはずが、顔と名前を覚えてもらうために、洗剤や寝具類から照明器具、掃除機、ガスコンロまで何でも調達してほぼ毎週のように届けるようにした。

しかし、まだ慣れていない頃にバス用洗剤の詰め替えを2つ買って届けたら、「馬鹿にしないで」と怒られて、急いで10本買い足しにいった。そしてママに連れられてシャワールームに向かった。「ほら、2本じゃ足りないでしょ!」と言われて、壁のピンク汚れやタイルの隙間に生える黒カビを見逃さずに掃除していく。同様にトイレや洗面、キッチンも丁寧に清掃していた。ときには廊下や空いた部屋のフローリングもワックスがけしていく。汗だくになるほどの体力仕事の連続にも関わらず、学生の前では親身になって喜怒哀楽を顔に出す。そんな素敵なママの姿に尊敬の念を抱いた。

研修当時の私はその作業を脇で見るだけだったが、通う度、「私もその仕事を手伝います」と言うようになった。それにも関わらず「10分のつもりが4時間もお借りしちゃいました」と上司に電話してくれるママの優しい気遣いにはいつも感謝だった。

仕事を教えてくれるのは上司、では高橋ママはと問われたら、師匠と答えたい。仕事や学生との接し方に留まらず、生き方そのものに関わる大切なことを熱く語ってくれた。新米の私にとっては学生同様に怒られながらも教わることの多い日々だった。

ABK 富士前寮 20年の歴史に幕

§ ママが休業に…

しかし、これを一変させたのが新型コロナウイルスの影響だ。例年、年度末の3月は入退寮で繁忙期を迎える。特にこの年は学校側からいつも以上に無理なスケジュールを言われ、ママの声も聞きながら入寮準備に関わるスケジュールを調整していた。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大がニュースで取り上げられるようになると、本当に学生は来日できるのだろうか？と疑問や不安を持つようになった。来日が見通せない中で、過密なスケジュールをこなす必要性も見えなくなってきた。ママは学生のことを気遣い、学生と接触する機会を少なくするためと、自身の身を守るために休業という選択を取られた。

§ ママの休業を補う使命感

4月から管理人不在の日が始まった。ママの仕事はチューターと何人かの学生で引き継いでいたようだ。しかし、その翌日、「管理人が居なくなると誰もが適当になってしまわうでしょ…」とやはり心配な様子で電話がかかってきた。ママが悲しむことのないように、自分も引き継ぎたかった。自ら定期的に富士前寮の見回りと掃除をすることを約束した。なぜなら、ママが富士前寮に戻ってきたときに変わらないきれいさを維持しておくことが研修を受けた身としての最低限の使命だと思ったからだ。

はじめのうちは、共用部に目立った汚れや放置された私物など見当たらず、寮生の



富士前寮（背面）

みんながしっかり規律を守っているように思えたが、すぐに乱れていった。GW明けには、ごみの溜め置きや私物放置が目立ち、各フロアのキッチンと洗面所はものであふれかえていた。廊下も砂ぼこりでモップ掛けをすることにした。そして夏を迎え、ムシムシとした廊下はやる気を損ねる環境だった。「ママの大変さがよく分かった」「もう掃除はやりたくない」「ママが戻ってくるのが待ち遠しい」と思いながらも、「掃除はきついけど、人間関係が複雑だったり、ノルマがあるような会社で働くよりかは楽なはず！」と言い聞かせて夏を乗り越えていった。

仕事は掃除だけではなかった。6月末からフライトが再開すると一部の学生は帰国の途についた。その折、ママから継承した退寮チェックで人一倍厳しく、かつママとLINEで連絡を取りながら学生を送り出していった。



人の出入りがなくなった玄関



学生が去ったあとの居室

5 撤退が決まってからの試練

9月1日、内部で富士前寮の撤退が決まった。しかし、試練はここからだった。

空室が目立つようになると、施設の老朽化も目立つ。水道屋と電気屋に相談する連続となった。キッチン・トイレ・シャワーの排水が鈍くなり、階段・キッチン・3、5、7階のトイレの電気線も切れて電気がつかないまま終末期を迎えることになった。さらにはエレベーターの異音も。サービスが悪いと学生から苦情が多く寄せられたのもこの時期だった。内部では富士前寮の撤退が決まっていたから修繕費もかけられなかったのだろう…。私がすぐに駆け付けようと、すぐに私の手で解決できるものではなく、正直な理由も言えずにいつも申し訳ない気持ちでいっぱいだった。

そして10月、最後まで富士前寮に住み続けていた18人に撤退の告知をして移動のお願いをした。学生らも忙しい中ですぐに了承してくれたことにはとても助かった。

私は学生たちの移動を見守る傍らで、共用部や倉庫の片付けを始めていた。しかし、

チューターや私の目が届かないところでは、ごみの分別をしないことはおろか、廊下で置かれた粗大ごみは「私ではないです」の一言返し。さらには、深夜にごみを排出したり、階段から大きな荷物をゴロゴロと降ろしていた様子だ。夜、自分のデスクに戻ると、すかさず電話が鳴って近隣からの苦情にも謝る日々だった。

ある程度の片付けと移動が完了したところで、業者に廃品収集を依頼した。職人気質の方々と意気投合して、最短での片付けを実現した。

11月24日、ついに大型トラックをつけて、ベッドや机・椅子など備品のほとんどの搬出が始まった。積み残しがないように、気を引き締めて隅々まで目を光らせて入念に確認していく。自分には前例がないほど全集中で取り組んでいた。最後に富士前寮の木札を外し、もの一つない状態で、2020年12月8日12時45分0秒、自分が最後に富士前寮の扉を閉めた。ありがとう、さようなら。たくさんの思い出が詰まった富士前寮をあとにした。

ABK 富士前寮 20 年の歴史に幕



開設当初に貼られた標語

§ 私の気持ちと当時の振り返り

撤退に伴う仕事は、響きがあまり良くないように思うが、「絶対に高橋ママを納得させる」これ一点に絞って、仕事に夢中になった。そしてまた、ここ一番のやりがいを感じられた仕事となった。最後まで一緒に手伝ってくれたチューターや学生には本当に感謝する一方で、私の仕事で何の手助けができたのだろうか。満足なことも少なかったように思うけれど、過去 20 年間でここから巣立っていった卒業生のことも想像すると、自分がその卒業生の気持ちまでも背負って、有終の美を飾ろうとも思った。そして ABK 職員の一人として、コロナ禍の困難を乗り越えるために、予定より一日も早くスムーズに明け渡すことができればと考えていた。

一連の作業を振り返れば、半年ほど前に撤退した駒込寮での経験と反省が大いに活かされたと思う。何より記憶が新しいうちに同じことを

繰り返したことで、作業の予測がつきやすかったのだ。そして作業の終わりが見えてきたころ、空き室の窓越しからスカイツリーを眺める余裕が生まれた。特に作業終わり、日が暮れてからの時間はつかの間、心を癒してくれた。同じ頃、スカイツリーもゲイン灯の改修が終わり、新しいライティングで輝かしいときだった。目線の先にある新しい街の光と、手元のわずかな室内灯だけが灯る富士前寮があまりにも対照的に思えた。たくさんの感情が交じりあい、心の中は波立つも、大空の闇夜が精神を落ち着かせてくれた。

年を越え、高橋ママがよく話していた、駒込 1 丁目にある枝垂れ梅が開花した頃、ふと身体が富士前寮の方に向いた。以後も何度か身体が勝手に富士前寮に向かう時があった。その度に玄関が空いていて何か作業をしている様子で、まるで私が呼ばれているかのようなようだった。大家さんと挨拶を交



最後に運び出された荷物

わすときもあった。夏から年末にかけて解体し、三井レジデンスによって建て直すと聞いた。富士前寮の面影がなくなることは無念かもしれないが、これからの時代に見合った再建には興味が沸く。これからも富士前寮跡地を見守っていききたい。



§ これからの学生寮

私たちも時代に見合って進化していくことが求められている。今までと同じようにやっていれば大丈夫という意識では社会に通用しない。学生寮の運営についても既存の概念を変えていく必要がある。常に社会の波に乗り、その中でABKならではの付加価値をつけていくことが求められているのだ。

例えば、ABKのなかでもSDGs※を実現させるべく持続可能な仲間づくりができる学生寮を共創する。特別な設備やラグジュアリーを備えない学生寮にとって、うたい文句を掲げることはより重要な役割を担う。今、私たちはコンビニでお茶を買うときも、ラベルフリーのペットボトルや紙パックを選び、レジ袋もNoと言う。言い換えれば、「安くていいもの」から「明確な理由があるから選ぶ」ように意識が変わってきている。社会は環境を考えた、いわば「意味消費」の時代になってきているのだ。同様に、ABKの学生寮が世界から、アジアから、そして東京で選ばれる学生寮であり続けるためには、改めて「明確な意味」を掲げる必要があるだろう。

ただし、その中でも忘れてはならないこ

心を落ち着かせてくれた窓からの夜景

と、それは高橋ママから教わった「仲間づくり」の継承だ。キッチンやトイレなど共用部を気持ちよく使うためには、職員が、リーダーが、できる人が、率先して手本を見せていく。小さなことでも自ら考えて課題を解決するコミュニティに育てあげるように配慮して寮を管理していきたい。留学は海外旅行と異なり、長期間異国で生活を送ることになる。どんなにデジタル化が進んでも、生活そのものがデジタルになるわけではない。人間らしく過ごす時間はなくなるのではない。だからこそ機械任せではなく私たちの手でサービスするという思いがなくなることはないだろう。学生とのつながりを大切にし、社会と未来創造になくはない学生寮であるために、常に問題を拾い集めてカタチにしていけることが大切だ。

※ SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。誰一人取り残さない社会をつくるため、2015年に国連のすべての加盟国で合意された、世界各地で生活する人々の共通すべき目標。

新星学寮での生活

(第4回)

新星学寮はアジア学生文化協会の創設者である穂積五一先生が1932年に開設した至軒寮を戦後(1945年)改称したものです。以来日本とアジアの青年学生が自治的な共同生活を通じ、相互理解を深め友愛を培う場として維持されてきました。しかし老朽化が進んだため、2018年に耐震性・耐火性を備えた建物に建て直されました。建替えに当ってはOB・OG・関係者の皆様から多大なるご協力をいただき、2019年4月に新入寮生を集め新たなスタートを切りました。本コーナーではこの新星学寮の今をお伝えします。

日本人寮生に聞く 新星学寮の生活

亀山 泰さん 専修大学文学部日本語学科4年

2019年4月に建て直された新・新星学寮の第一期入寮生として、大学2年生になると同時に寮生活をスタートさせた亀山泰さん。泰さんのお父さんはABK日本語コースで長年教鞭をとる亀山稔史先生です。

20数年前、亀山先生がABKのタイ側姉妹団体である泰日経済技術振興協会付属語学学校(バンコク)に日本語アドバイザーとして赴任した際、同じ職場で日本語教師をされていた幸子さんと知り合いご結婚、現地で2人の間に生まれたのが泰さんです。もちろんそのお名前のご想像通り、生誕の地からいただいたもの。将来はお父さん同様に日本語教師となり、海外で活躍したいと考えている泰さんが、新星学寮での生活を選んだのは至極自然な流れだったと言えるかもしれません。

泰さんに、寮での生活を聞きました。

—— 新星学寮に入寮された経緯などを聞かせてください。

新星学寮の話は大学入学が決まって親元を離れることになった時から聞いていて、ぜひ応募したいと思ったのですが、当時はまだ建設中だったので募集を開始するまでABK職員の方のお宅に下宿をさせていただきました。そこで職員の方から新星学寮の歴史や穂積先生のお話なども聞かせていただきました。

—— 寮の歴史や意味を聞いて、どうでしたか。

歴史のある寮で、国際社会にもたくさんの優秀な方々を排出してきた寮ということで、自分もここに入ったら世界のために何かをしないとイケないのかなというプレッシャーのようなものも感じました。

—— 外国人との共同生活ということで、

特別意識したことなどはありましたか。

私が小学校から高校まで通っていた学校は少し変わっていて、私は小学校1年生から高校3年生まで、転入転出での入れ替わりはありましたが、一学年20名程度の同じメンバーで学びました。高学年になると、1週間のカヌー合宿や3週間の農業体験合宿、3週間の測量実習などの合宿があり、合宿中はクラスメイト全員と共同生活というのが当たり前でした。また、高校1年の時には3週間の職業体験実習で岩手県の図書館にお世話になり、私は館長さんの家と学校関係者の家にホームステイをしました。高校までこうした濃い人間関係の中で育ち、大学入学後に下宿をしたABK職員の方のお宅でも、夏の間は香港の留学生と一緒に住んでいましたから、共同生活への抵抗はありませんでした。

—— 実際生活してみてもいかがですか。

寮の定例行事、例えば月に一度、食事があって、お互いの国の料理を一緒に作って食べたり食べてもらったりしているのですが、楽しいですね。ただし、食事会に限らず、寮会であったり、掃除の当番であったり、住んでいる以上はやるべき当たり前のことと私は認識しているのですが、それが「面倒臭いことで、やらなければいけないこと」と感じてしまう人もいるようで、そこは残念だなと思います。

—— 文化の違いで意見が食い違うということもありますか。



寮の春旅行で訪れた勝沼で

どこの国の人だからこうだ、とは思ったことはありません。出身地による違いより一人一人の個性の違いの方がずっと大きいと感じているからです。私自身日本国籍で日本育ちですが「だから何？」と思っています。個々の個性の違い、考え方の違いで多少の対立はありますが、それは国が違うからだとは思いません。それにここに住んでいる人は日本語がすごく上手ですし、日本の文化にもかなり馴染んでいるせいか、外国人だなあと感じたことはないですね。そういう意味では、全く異質の文化や宗教を持つ人が入ってきたら面白いのに、とは思います。

—— 前回のタイ人寮生お二人の話では、食文化の違う方の受け入れでかなり議論を交わされたとのことですが。

寮の運営に関わってみて、思いのほか大変だと感じているのは入寮選考です。誰と一緒に住みたいかという問題なのですが、みんなの中に「新星はこういう寮だ」とい



冬旅行は函館で、雪！

う一致したものがないので、意見の相違は出てきます。あの時は食材の制限が厳しい彼女を受け入れてみての生活がイメージできず、本人に寂しい思いをさせずに暮らせるか、不安になった人が多かったのだと思います。そこで冒険をするよりも安全な道を選んでしまう、やってみようという気持ちになれなかったのは異文化交流という面を考えると、残念だなと感じます。やはり否定的な人がいると、何かあったときに本人を傷つけてしまうかもしれません。そのリスクを考えると私も「大丈夫」とは言えませんでした。

—— 食事会や寮会のほかに勉強会というのもされていると聞きました。

勉強会は不定期で、今までは国際労働機関の専門家である寮生のお父様のお話を聞いたり、韓国人寮生がインドネシアで暮らした時の経験を話したり、インドの大学生とオンラインで繋いで現地の話を聞いたりしました。勉強会についてはこれからどうしていくか話し合っていこうというところ

です。新星学寮らしさを考えたら、もっとテーマ性を持たせてやったほうがいいと思いますし、どんなことをやっていくかは重要なと思います。

—— 寮には微妙な関係が続いている中国や韓国の学生さんもいますが、お互いに政治や歴史といったことをテーマに話をすることはありますか。

今まで政治的、歴史的な話は、私はほとんどしたことがありませんし、これからもどうかな？と思います。これはあくまで私の意見で他の寮生がどう思っているのかはわからないのですが、私は中国にも韓国にも日本と変わらぬ好印象を持っています。今までたくさんの中・韓の方々と出会いましたが皆本当に良い人たちで、良い関係を築けてきました。ですからその時々政治レベルでの関係がどうあれ、私たち市民レベルでは必ず仲良くやっていけると信じています。今の私には「過ちは繰り返さない」と誓うことしかできませんし、私自身、政治や歴史について勉強不足という恥ずかしい理由もあります。

高校生の時、授業で旅行者が世界の平和を作る可能性についての文章を読みました。「訪れた思い出の場所や友達の故郷を攻撃したいとは思わないだろう」ということなのですが、とても素敵な考え方だと思ったのを覚えています。新星学寮は意識せずとも、結果的にそれを実現できる場所なのではないかと思っています。

—— ぜひ寮で友情を育み深い信頼関係を築いていただければと思います。ありがとうございました。

コロナ禍の留学生活

黄 釋樟

(HUANG Shin-Jhang) ～台湾

東京大学 大学院人文社会系研究科 社会学研究室



研究テーマは「LGBT」

僕がLGBTについて最初に関心を持ったのは、クィア(queer)というグループのアイデンティティについてでした。クィアというのは、もともと性的少数者を罵る言葉で、1970年代にアメリカでその言葉を公に名乗ったクィア運動というのがありました。そのときのクィアは一つのまとまったアイデンティティではなくて、社会から排除されたアイデンティティの集合体、つまりクィア運動は当時のいろいろなマイノリティーが集まって、社会の主流に対して反発する、急進的な態度をとった運動だったわけです。

ところが90年代からはそうした風潮はなくなっていき、人々は自らのセクシャリティを異質なのではなく、正常なものであると訴え始めました。そ

れが今の時代に繋がっていくわけですが、同時にクィアもそれまでとは違って、一つのセクシャリティとしてアイデンティティを確立し、「異性愛者ではない、他人とは違うことを自覚している者」として存在が明確化されていったんです。僕はそこに違和感を感じました。

つまりクィア本来の意味がなくなっても関わらず、クィアを名乗り続けている人たちがいて、その現象は世界中で起きています。このクィアの例から見られるのは、今日の社会では、社会から追い出される人たちは極端に主流に対して反発する態度を取らなくなり、また取れなくなったという変容です。僕はどうしてそうなったのかという、時代的な変化に興味があってこの現象の研究をしてみたいと思いました。

ですから僕の研究は、LGBT

研究では一般的な当事者研究ではなくて、これまで語られたことの相対的な変化を見ていくという、より歴史的な研究ということになるのですが、その点を先生方に理解してもらうまで、すごく時間がかかりました(笑)。

社会問題への関心から LGBT へ

大学時代は社会問題を研究するサークルに参加して、いろいろな社会運動に参加していました。そこでは社会の矛盾を正そうと活動していたのですが、そのうちの一つにLGBTの問題がありました。ちょうど台湾でも同性婚運動が活発になっていた頃で、「社会に問題がある」という考え方から、なぜ今こういう社会になったのか、という視点に立って考えるようになっていったんです。

そこで、大学院に進学して研究をしたいと考えたのですが、台湾には行きたい学校がない、指導してくれそうな先生がいない。それで初めて留学を考えました。ですから留学を考えたのは学部卒業の数か月前でした。

留学先に日本を選んだのは、日本はアジアの中では近代哲学がもっとも早く発達したところですし、今もセクシャリティの研究分野では個性ある先生方がいらっしやいます。もちろんLGBT発祥の地である欧米に行くことも考えましたが、問題の中心地では全体の流れが見えにくくなり、見落とすことも出て逆に視野が狭くなってしまうのではと思いました。また、日本は台湾から近く、今はLCC（格安航空会社）が安いので、必要であればいつでも帰れるという点でも魅力的でした。

コロナ禍の留学生活

研究上では当初、実際にLGBTの団体などに出向いて活動や雰囲気を観察することをメインに研究を進めようと考えたのですが、コロナ禍でそれが難しくなりました。

そこで今は主に新聞記事を使って研究を進めています。

まず統計のプログラムを使って傾向を分析し、今後観察が必要かどうかを考えるという感じです。

授業はオンラインで学校に行くことはあまりないのですが、研究室のメンバーはみんなビジネスチャットツールの「Slack」に入っていて、何か質問をした時はそこで問いかけると、誰かが答えてくれるという感じです。ですから帰省している人も多く、僕も昨年末台湾に戻り、今年の3月に日本に戻ってきました。

その間も台湾から授業には参加していましたから、確かにオンラインは便利なのですが、それが留学生活かといえば疑問を感じずにはいられません。例えば去年は修士1年目ですから、本来入学式があったのですが中止になってしまいましたし、同期生との繋がりもあまりありません。具体的な疑問があればオンライン・チャットでいいのですが、そこでいきなり雑談はできません。対面で会っていれば誘い合って食事に行くこともできますし、そこで親しくなることも出来ます。今の状況は特に留学生としては本当に残念なところです。

ただ、幸いにも僕が研究生

になったのはコロナ禍以前の2019年でしたから、先輩とは顔見知りにはなっていました。だから今オンラインでの質問もしやすいのだと思います。もし来日が1年遅かったら、本当に辛かったと思います。

資料についても大学の図書館やデータベースにはないものもあり、そうした時は国会図書館が頼りになるのですが、コロナ禍の今は毎日抽選でしか利用できません。その抽選も、今まで十数回申し込んで2回しか当選していませんから、資料収集の面での弊害も感じています。

また、僕は昨年東大の台湾人留学生会の会長をしていましたが、ここでの活動も思うようにできませんでした。会には毎年60人～80人のメンバーがいて、文化祭など学校の大きなイベントに組織として参加をしたり、みなで旅行したりするのが本来の活動なのですが、学校からの自粛要請もあり、オンラインで雑談会をしたり、台湾政府から台湾人学生に支給されたマスクの配給を手伝ったりといった程度の活動で終わってしまいました。来年こそはみんなで日本人と交流したりスキー旅行に行ったり、もっと日本の留学生活を楽しみたいと思っています。

友達と富士山に向う途中で美しい湖を発見



初めての日本は大阪難波

来日して最初の1年間は大阪・難波の日本語学校に通っていました。大阪を選んだのは日本が初めての台湾人にとって東京より親しみやすいという話を聞いていたからです。確かに街の雰囲気や騒がしさなど、台北から来た僕には過ごしやすい面が多く、進学先の不安を抱えながらも初めての日本生活を楽しく送ることが出来ました。難波の街は身軽な服装で歩ける雰囲気がありますし、大阪人は積極的に人と関わろうとする傾向があるようで、突然知らない人に声をかけられたり、飴をもらったりすることもありま

した(笑)。

カルチャーショックといえ、日本人がチャーハンやギョウザをおかずのように食べるということでした。台湾人が独りで食事をするときは「今日はチャーハンとギョウザ、どちらを食べようか」と考えるのが普通ですが、ここでは一緒に食べるのが当たり前。台湾人にとってギョウザは主食ですし、ラーメンとチャーハンと一緒に食べるなんて想像もしていませんでした。

また、台湾にいた時、僕は自分が果物好きだと思ったことはなかったのですが、日本にいて果物ロスに襲われています(笑)。それだけ台湾では果物が街のあちこちで気軽に買えて、

しかも美味しかったんです。もちろん、日本はスーパーのお刺身も新鮮ですし、ラーメンはすごく美味しい。それぞれの良さを感じています。

情報を逃さないために

コロナ禍になって、必要な情報を早く正確に得るためにはどうしたらいいか、苦労している留学生は多いと思います。普段でも行政の手続きや入管の情報、奨学金の情報などはそれぞれ関連の機関のサイトにアクセスしてみないとわからないことが多い。まだ日本語が上手くなかったり検索方法がよくわからない留学生はもちろん、日本語ができる留学生でも、サイトを見た時にはもう募集は終わっていた、という経験はあると思います。

そこで、一か所にアドレスを登録して、自分が欲しい情報と言語を設定しておけば、必要な情報が馴染のある言語で送られてくる。そんなシステムがあれば、留学生はもっと安心して勉強や研究に専念でき、日本での留学生生活を有意義に過ごせるのではないのでしょうか。ご検討ください！

バンコクの泰日工業大学で活躍するスタッフ&先生によるリレーエッセイ

泰日工業大学 (TNI) 奮闘記

水谷 光一

④1 ワクチン接種で大学再開なるか！？

タイでは少々落ち着いてきたとはいえ、いまだ一日の感染検査陽性者は1万5千人を越えており、また死者も一日200人を越えている。(9月9日現在)

TNIは6月14日から新学期をスタートさせたが、9月になっても対面(教室)での授業はできずにいる。先生と学生はオンラインで授業を進めているが、この方法を学生がどの程度受入れてくれているのか、また対面の教室授業に近いオンライン授業になっているのか、学生の理解度にどの程度の影響があるのかわからない。まさに手探り状態のまま進んでいる。

昨年は、4～7月に感染の拡大傾向が見えて、大学で教室での対面授業はできなかったが、後期(11月)になって感染者が減少し、すべての授業とはならなかったが、学生が登校しての授業が行えるようになった。教科にもよるが、期末試験(2～3月)も実施されていた。

今年(2021年6月から新年度)の前期はすべてオンラインでの授業になり、後期もおそらく年内には大学での授業を再開できないのではないかとささやかれている。大学としても政府の方針や感染の状況を見ることしかで

きないため、学生や親からの問い合わせにも、一切ははっきりとしたことは答えられずにいる。

10月18日から期間休みに入り、後期の授業開始は11月8日からと決まっているが、そのとき学生の姿がキャンパスに戻ってくるのか、今はまったくわからない。

筆者は「Co-operate Education and Job Placement Center」と言う部署に所属し、学生のインターンシップや就職の面倒をみているが、今年のインターンシップ(主に6月～10月の間の16週間、必須単位で原則全員が参加)は学生、またはその親が感染を恐れて出社をしがらず(させたがらず)、私たちもその対応に追われた。工場によっては『明日から出社にはおよばず、もしインターンを継続したければ自宅からオンライン(リモートワーク)で作業して欲しいと言うところもあった。それで(喜んでいた学生もいるだろうが)学生もインターンシップを担当する先生も「それでインターンシップになるのか?」と疑問を感じながら取り組んでいたと想像すると、今年は本当に学生だけでなく企業にとっても気の毒な年であった。

このまま来年も感染症の問題が解決できな



TNI入り口にワクチンセンターの看板

COVID19ワクチン接種センター。
TNIのロゴが見える



ければ、時期・期間はもちろん、インターシップそのものの取り組みに変化があるかもしれない。ただし、とにかく国民へのワクチン接種が進んで感染拡大が収まってくれないことには、活路も見出せないといったところか。

TNIは学生が登校しておらず、職員も平時の1/3くらいしか出勤させていないので、ワクチン会場としてキャンパスを社会保険事務所に提供している。毎日1,000人くらい社会保険事務所に所管されている企業の社員がワクチン接種会場としてTNIを利用している。会場を無料提供したお礼としてTNIの教職員も一般接種が可能となり、早速ほぼ全員が6月中にアストラゼネカのワクチンを二回接種し終えた。私個人は少し遅れたが二回目の接種を8月24日に終えた。一回目の接種の直後、ちょっと心臓がドキドキしたが、その後はなんの問題もなく、翌日の朝の運動



接種会場として使われているE棟1階

も普通にこなせた。

現在タイの人口の半分くらいが第1回目の接種を終えているが、タイではワクチン調達問題が解決しておらず、国民全体の接種が終わるのは2022年の後半ではないかと言われている。

いずれにしてもTNIをはじめとしてタイの社会が平常時に戻る目処はまだ立っていないと言える。

水谷光一（みずたにこういち） 1962年神奈川県生まれ。1988年からタイ在住。1999～2004年ABKに勤務。現在 TNI Co-operative education and job placement center 所属。



奨学金情報

奨学金情報はJapan Study Support (JPSS) web サイトで検索いただけます。

■ 公益財団法人本庄国際奨学財団 外国人留学生（春採用）奨学金

応募資格：① 日本国籍を持たない者。② 2022年4月時点で大学院に在籍している者。または2022年4月に入学を予定している者。③ 専門職大学院は原則的に対象外ですが、研究計画書を提出できる場合は、応募可能です。④ 2022年4月時点で在籍期間が残り1年以上あること。⑤ 博士課程は35歳までに入学したもしくは入学予定であること、修士課程は30歳までに入学したまたは入学予定の者。⑥ 大学院修了後は母国に貢献する将来計画を持つ者。⑦ 国際親善や交流に理解を持ち、財団で行う行事や同窓生ネットワークに積極的に参加または協力できる者。⑧ 日本語の日常会話ができる者。

給付金額と期間：次の金額と期間のうち、最終目標とする学位取得までの最短年限にあたる期間を奨学金支給期間とする。支給開始後の期

間の変更はできません。

- (1) 月額20万円を1年間～2年間
- (2) 月額18万円を3年間
- (3) 月額15万円を4年間～5年間

＊そのほかに国際学会に出席するための費用が、奨学金支給規程に基づき支給されます。

募集人数：10名

応募方法：主催団体ホームページの「奨学金WEB申請システム」より応募

募集締切り：10月31日

主催および問合せ先：

〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷1-14-9
公益財団法人 本庄国際奨学財団 事務局

URL <https://www.hisf.or.jp>

Email info@hisf.or.jp

■ 公益財団法人徳洲会国際奨学財団 奨学金

応募資格：① 他国籍を有し、日本在住の大学部生、大学院生及び専門学校生または、日本国内の大学・専門学校に在学中で、新たに大学院生・大学生になることが確定している者。

② 2022年度の募集は医療介護系の学生を優先して受付ける。③ 日本との国際親善に関心と貢献する意思を持つ者。④ 日本語能力検定試験（N2以上または同等以上）取得者、または

にほんご いしそつう じゅうぶん もの た
日本語で意思疎通が十分にできる者。⑤ 他の
しょうがくきん じゅきゅう もの じゅぎょうりょう げん
奨学金を受給していない者。ただし授業料の減
めん かん きんがく のぞ
免に関する金額は除く。

きゅうふきんがく だい がく せい せんもんがっこうせい
給付金額：大学学生および専門学校生…月額
10万円 大学院生…月額15万円

給付期間：2022年4月1日から2023年3月
31日

ぼしゅうにんすう めいていど
募集人数：15名程度

おうぼほうほう ひつようしよるい そろ ざいだんあ おうぼ
応募方法：必要書類を揃えて財団宛てに応募

しょうさい ざいだん かくにん
する。詳細は財団ホームページにて確認。

ぼしゅうきかん
募集期間：10月1日～11月30日（消印有効）

しゅさい といあわ さい
主催および問合せ先：

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-10-3 エキス

パートオフィス麹町511

こうえきざいだんほうじん とくしゅかいこくさいしやうがくざいだん
公益財団法人 徳洲会国際奨学財団

Tel 03-3238-2913

URL <https://www.tokushukai.org>

Email zaidan@tokushukai.org

イベント情報

がいこくじんりゅうがくせい ぎょうどうきぎょうせつめいかい おおさか
外国人留学生 合同企業説明会 in 大阪

かいさいにちじ
開催日時 ■ 2021年10月7日（木）10:00～14:50 / 8日（金）10:00～14:10

参加申込締切り日 ■ 2021年10月6日（水）まで

たいしやう だいがく だいがくいん たんきだいがく せんしゅうがっこう がいこくじんりゅうがくせい ねんそつぎょうよてい
対象 ■ 大学・大学院・短期大学・専修学校などの外国人留学生（2022年卒業予定・2021
年3月、9月卒業者） ※大阪府外にお住まいの方も参加できます。

ぼしやう さんか よてい
場所：オンライン参加 — ZOOMウェビナー（予定）

さんかきぎょう つだぶつさんかぶしきがいしや かぶしきがいしや ぜん かぶしきがいしやくりたきかいせいさくしよ
参加企業 ■ 津田物産株式会社 / 株式会社かね善 / 株式会社栗田機械製作所 / 株式会社テク

ノタイヨー / 富士テクノ工業株式会社 / ユニオンケミカー株式会社 他

しゅさい おおさかふ じむきょく おおさかふ じんざい がいこくじんりゅうがくせい さいよう ていちゃくしえんじぎょう
主催 ■ 大阪府（事務局）大阪府「グローバル人材（外国人留学生）採用・定着支援事業」

らんえいじむきょく かぶしきがいしや
運営事務局（株式会社パナソニック）

URL ■ <https://www.osakaglobaljinzai.com/ryugakusei/>

あき はるそつぎょう りこうけいがいこくじんりゅうがくせい ぎょうかいけんきぎょう
2022年秋・2023年春卒業 理工系外国人留学生のための業界研究セミナー

たいしやうしや ねんあき ねんはる そつぎょう りこうけいがいこくじんりゅうがくせい にほんご
対象者 ■ 22年秋または23年春に卒業する理工系外国人留学生、日本語 N2 レベル以上

しやう げんご にほんご
使用する言語 ■ 日本語

かいじやう
会場 ■ オンライン（Zoom）

かいさいにちじ さんかもうしこみぎげん
開催日時 ■ 10月16日（土）23日（土） ※参加申込期限 10月22日（金）

しゅつてんきぎょう どうきやうかいじやうにちどう いでみつこうさん
出展企業 ■ 東京海上日動システムズ（IT） / 出光興産（エネルギー） / ダイフク

ぶつりゅう きかい どうかいこうねつこうぎやう か がく ざいりやう こうそうけいかくけんきぎょうじよ
（物流システム）ナブテスコ（機械） / 東海高熱工業（化学・材料） / 構造計画研究所

けんちく
（建築コンサルティング）

しゅさい かぶしきがいしや
主催 ■ 株式会社オリジネーター リュウカツ <https://ryugakusei.com>

INFORMATION

島川美術館 秋の特別展

伝説の画家と海外アーティスト 開催のお知らせ

近代日本画の礎を築いた横山大観、昭和の五山と称された東山魁夷、杉山寧、高山辰雄、加山又造、平山郁夫。夭折した洋画家の青木繁、藤田嗣治（レオナルド・フジタ）、昭和の巨匠、梅原龍三郎・安井曾太郎、「麗子像」の岸田劉生、写実の森本草介など。特別展示として ABK 日本語コース卒業生の画家李焱（LIYAN）さんの作品が展示されます。

●展示期間：2021年9月17日（金）～11月21日（日） 休館日火曜日

●場所：島川美術館（宮城県 仙台市青葉区 本町 2-14-24）

●入館料：一般 1,200 円 / 高校生 500 円 / 小・中学生 300 円

●御問合せ：TEL 022-214-7080 URL www.shimakawa-museum.jp



MEMBERS

〈会費とご寄附の報告〉

2021年4月

正会員

(2口)
孟令樺 / 計宇生 渋谷区
(1口)
上 高子 世田谷区
泉 憲子 日野市
奥山 義夫 町田市
堀田 泰司 東広島市
高道 俊彦 富山市
竹嶋 栄子 松戸市
飯沼 英郎 鎌倉市
柳瀬修三 バンコク
出澤 正徳 鶴ヶ島市
(公財) 守屋留学生交流協会 千代田区
工藤 博司 酒田市
寺門 克郎 習志野市
熊沢 敏一 松戸市
瀬尾 兼秀 北区
愛知淑徳大学 長久手市

馬杉 栄一 札幌市
ご寄附
張 忠信 世田谷区
奥山 義夫 町田市
松浦 秀嗣 国分寺市
高道 俊彦 富山市
榊 正義 / 正子 相模原市
伊藤 源之 東久留米市
仁木 美代子 文京区
酒井 杏郎 渋谷区

2021年5月

特別会員

(1口)
来山 文泰 文京区

正会員

(3口)
西川 恵 中央区
(1口)
真利子 知之 中野区
堀口 元生 神戸市
土屋 元子 千葉市
千野 克子 墨田区

ご寄附

田中 雅幸 江東区

2021年6月

賛助会員

(1口)
雅留宮 澄子 野田市

正会員

(1口)
内山 敦之 中野区
大田原 康彦 / 真澄 仙台市
橋本イスラムヌルル 坂戸市
木村 博 / 劉 彩品 川越市
大島 京子 秦野市
大野 大平 北区
酒井 杏郎 渋谷区
忍足林基 江東区
井上 美和子 文京区

ご寄附

根岸 幸子 逗子市

皆様の温かいご協力に
感謝申し上げます

ご入会とご寄付のお願い

当協会は、政府の補助金を受けていない純民間運営の公益法人です。財源に限りがあり、皆様方からのお送りいただく会費、寄付金は、本協会の活動を支える貴重な財源となっています。何卒ご理解、ご協力をお願い致します。

協会のあらまし

名 称：公益財団法人アジア学生文化協会
ASIAN STUDENTS CULTURAL ASSOCIATION

(ASCA)

所在地：東京都文京区本駒込2丁目12番地13号

代表者：理事長 白石勝己

設 立：1957年（昭和32年）9月18日
故穂積五一氏創設

目 的：日本とアジア諸国の青年学生が共同生活を通じて、人間的和合と学術、文化および経済の交流をはかることにより、アジアの親善と世界の平和に貢献することを目的とする。

◇主な事業◇

- (1) 留学生宿舍の運営
- (2) 留学生日本語コースの運営（進学希望者向けの日本語を中心とする教育）
- (3) 留学生に対する情報提供支援
- (4) アジア語学セミナー
- (5) 帰国留学生のアジア文化会館同窓会、(社)日・タイ経済協力協会、ABK留学生友の会との連携・協力

◇会費（年額）◇

正会員 1口 1万円
賛助会員 1口 5万円
特別会員 1口 10万円

会員には広報誌「アジアの友」が無料配布されます。また、広報誌購入だけを希望される方には、購読料年間2千円（十税）でお送りいたします。

当財団に対する寄附金は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税、及び法人税の税制上の優遇措置があります。

2015年度より購読料に別途消費税をご負担いただくことになりました。何卒ご了承下さい。

巻末言

- 2020年東京オリンピック、パラリンピックが2021年9月に終わった。コロナ禍の中での無理無理の開催、賛否両論意見がぶつかり無観客でイマイチ盛り上がりには欠けたが、テレビでのスポーツ観戦では、BMX（自転車）やスケートボード、スポーツクライミング、サーフィンなど新しい競技もありずいぶんと楽しめた。
- パラリンピックでは車いすでのバスケ、テニス、ラグビーなど、全くのアスリートスポーツ競技としてハラハラドキドキしながら観戦している自分に気が付くのは、新しい驚きだったし、ポッチャの戦略に息を殺しながら、一投ごとに思わず声が出てしまう緊張感も楽しかった。
- 一方で、母国の戦役や政治に影響を受ける選手たちのニュースも伝えられた。本来、オリンピック、パラリンピックは平和の祭典であるはずで、今回も国連総会で「オリンピック休戦」が世界に呼びかけられていた。
- 2020東京五輪のホームページには「2800年ほど前の古代オリンピックでは、競技者や観客が安全に各地から開催地のオリンピアまで辿り着き、競技の後も、無事に帰路に就くことができるようにと、その期間は戦争を休止していました。」とある。人類の戦争は永遠になくなることはないのか。「ピース折り鶴」が上空に羽ばたく日はこないのだろうか。

(白)

アジアの友 2021年7・9月号

2021年9月20日発行（通刊第547号）

年間購読（送料共）2,000円＋税 1部 500円＋税

発行人 白石勝己

編集 アジアの友編集部

発行所 公益財団法人 アジア学生文化協会

東京都文京区本駒込2-12-13 (☎113-8642)

電話番号：03-3946-4121

ファクシミリ：03-3946-7599

振替口座：00150-0-56754

E-mail: tomo@abk.or.jp

ホームページ：(http://www.abk.or.jp/)

published by THE ASIANSTUDENTS CULTURAL ASSOCIATION
(ASIA BUNKA KAIKAN)

2-12-13, Honkomagome, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-8642, JAPAN

☎+81-3-3946-4121 ☎+81-3-3946-7599

Email: tomo@abk.or.jp

Home Page: http://www.abk.or.jp/

会員並びにご購読のお申込みはメール・電話にてお願いいたします。



学校法人 ABK 学館

ABK学館日本語学校

所在地 〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-12-12

電話番号 +81-3-6912-0756

FAX +81-3-6912-0757

URL <http://abk.ac.jp>

E-mail info@abk.ac.jp



**ABK
COLLEGE**

2013年4月に完成した新校舎

新築3階建校舎、最新の耐震設計です。

- 留学生の絆が作る日本語学校 -

ABK学館日本語学校（英語名称：ABK COLLEGE）は1957年に設立された公益財団法人アジア学生文化協会が寮生活や日本語を学習した留学生、そして多くの関係者のご寄付と献身的な協力により、学校法人による日本語学校として2014年4月に開校しました。当校には姉妹校のABK日本語コース（公益財団法人アジア学生文化協会）もあり各種協力を行います。



授業風景イメージ



寮の一例



ABK日本語コース

ABK COLLEGE

ABK COLLEGE（学校法人ABK学館ABK学館日本語学校） 東京都認可日本語課程（大学院・専門学校・就職・文化体験等）

	4月入学 1年コース	10月入学 1年半コース	4月入学 2年コース
授業時間	960時間	1,290時間	1,720時間
入学検定料		20,000円	
入学金		80,000円	
授業料 (施設・教材費含む)	620,000円	830,000円	1,240,000円

姉妹校 ABK日本語コース（公益財団法人アジア学生文化協会） 文部科学省指定大学進学準備教育課程

	4月入学 1年コース	10月入学 1.5年コース
授業時間	1,085時間	1,586時間
入学検定料		20,000円
入学金	80,000円（大学進学日本語課程） 95,000円（大学進学準備課程）	
授業料 (施設・教材費含む)	720,000円	1,080,000円

所在地 〒113-0042 東京都文京区本駒込2-12-12
電話 +81-3-3946-2171 FAX +81-3-3946-7599

URL <http://abk.ac.jp>
E-mail info@abk.ac.jp

